建設業許可変更等届出の手引き

平成29年11月版

大阪府住宅まちづくり部建築振興課

建設業許可に関する申請及び届出については相談コーナーをご利用ください

(申請書類事前チェックコーナー及び電話相談は相談業務受託業者が運営しております)

【対面相談】

(申請書類事前チェックサービスコーナー)

場 所:建築振興課 申請会場内

相談日:月曜日~金曜日

(祝日・年末年始を除く)

時間:午前9時30分~午後5時

※午後5時に終了しますので 余裕を持ってご来庁ください。

【電話相談】

相談専用: 06-6210-9735 代表電話: 06-6941-0351

(内線 3089・3090)

時間:午前9時~午後6時

※ご相談の内容によっては、来庁をお願い することがありますのでご了解ください。

この手引きは、大阪府知事の建設業許可を受けた方を対象に、許可後の各種変更等の届出の手続きを説明したものです。 他の都道府県又は国土交通大臣許可の建設業者については、各都道府県庁又は国土交通省各地方整備局へお問い合わせください。

★お問い合わせ先(建設業許可関係)

申請・相談の受付は午後5時に終了しますので、余裕を持ってご来庁ください。

	いとして、
ご相談	 (申請書類事前チェックサービスコーナー) 場所:建築振興課(咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)1階)申請会場内相談日:月曜日〜金曜日(祝日・年末年始を除く)時間:午前9時30分〜午後5時 (午後5時に終了しますので余裕を持ってご来庁ください) (電話相談)相談専用電話:06-6210-9735 代表電話:06-6941-0351(内線3089・3090) 時間:午前9時〜午後6時
申請場所	場 所: 建築振興課 (咲洲庁舎 (さきしまコスモタワー) 1 階) 申請会場 受付日: 月曜日〜金曜日 (祝日・年末年始を除く) 時 間: 午前 9 時 30 分〜午後 5 時 (午後 5 時に終了しますので余裕を持ってご来庁ください)
大阪府証紙	咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 1 階(その他、証紙の販売場所については下記参照)参照)営業時間:午前9時~午後6時 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)証紙の取扱い案内http://www.pref.osaka.jp/kaikei/shousi/index.html
諸用紙	「ホームページ〕 各種様式は、建築振興課のホームページから印刷することができます。 「販売」 諸用紙売場(咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)2階)でも購入することができます。 ※詳細は、直接お問い合わせください。 営業時間:午前9時30分~午後5時 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)電 話:06-4703-8420
ホームページ	http://www.pref.osaka.jp/kenshin/kenkyoka/index.html
関係省庁	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係 (電話番号 06-6942-1141(代表))

★建築振興課付近案内図(大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 1階)



- ■地下鉄中央線「コスモスクエア」駅下車。南東へ徒歩約8分。
- ■ニュートラム南港ポートタウン線「トレードセンター前」駅下車。ATC ビル直結。
- ■阪神高速道路湾岸線 大阪市内・神戸方面からは「天保山出口」を経て大阪港咲洲トンネル、 堺方面からは「南港南出口」より、車にて約10分。

各種変更届・廃業届・訂正届は郵送及び投図 BOX でも受付が可能です

【受付可能な届出】

• 大阪府知事許可に係る

「各種変更届」(全種類)「決算変更届」「廃業届」「建設業に係る訂正の届出書」

※国土交通大臣許可に係る申請書、届出書等は郵送及び受付会場内投函ボックスによる受付を 行っていません。

【提出する書類等について】

- 1 変更届等提出書類一式(正本のみ)
- 2 完了通知用はがき(官製はがきを使用または62円切手を貼付) ⇒ P.66 参照 ※完了通知用はがき記入例をご覧の上、必要事項をご記入ください。 ※提出する変更届等が複数冊となる場合は、その冊数と同一枚数のはがきを同封してください。
- 3 確認書類の写し(届出事項により必要な場合あり)
 - ※以下の事項が含まれる各種変更届には、確認書類の写しが必要となります。
 - ア 営業所の移転・新設(建物の権利関係の確認)
 - イ 経営業務の管理責任者の交代(常勤性及び経験年数の確認)
 - ウ 専任技術者の交代・追加(常勤性及び実務経験の確認)
 - エ 専任技術者の担当業種の追加(実務経験の確認)
 - オ 建設業法施行令第3条に規定する使用人の交代・追加(常勤性及び業務権限の確認)
 - カ 国家資格者・監理技術者の追加・資格の追加(実務経験の確認)
- 4 代理人委任状 (代理人による届出の場合) P.69~P.71 をご参照ください。
- 注1)変更届等表紙の「担当者・届出代理人の氏名及び電話」欄は、必ず記載してください。
- 注2)変更届等提出書類一式を正本・副本とも送付される場合は、完了通知用はがきに代えて、 書留郵送分の切手を貼付し返信先を記入した角形2号封筒を同封してください。
- 注3)確認書類の写しは手続き完了後に大阪府で廃棄処分としますが、返送を希望される場合は、 書留郵送分の切手(重量相当分)を貼付し返信先を記入した封筒を同封してください。
 - ※返信用封筒もしくは返信用ハガキ(P.66)のどちらか一方を同封して下さい。

【郵送先等】

<郵送先> 郵便番号 559-8555

住 所 大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 1階

あて先 大阪府 住宅まちづくり部 建築振興課

建設業許可グループ内 株式会社パソナ 変更届担当 宛

※郵送につきましては、必ず一般書留または簡易書留でお送りください。

〈投函先〉 受付会場内に設置する専用の投函ボックス

※提出書類は必ず封筒などに入れ、「変更届在中」と記載の上、のり付けなど封をして提出してください。

【受付後の処理】

郵送及び投函 BOX による変更届等の受付後は、提出書類の形式及び許可要件のチェックを行った上で、完了通知はがきを返送します(正本・副本とも送付された場合は副本を返送します)。

返送された完了通知はがきは、当該変更届等の副本に貼付して保存してください。

【不備または不足がある場合】

提出書類に不備または不足がある場合は、	届出者又は代理人に連絡します。	不足事項等が解消された後、
完了通知はがきを返送します(正本・副本	とも送付された場合は副本を返送	します)。

	目 次	
郵	送及び投函BOXでの受付について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第1	変更の手続き	4
第2	事実発生後14日以内の届出	
1	「経営業務の管理責任者」の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2	経営経験の確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 13
	実務経験の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
3	専任技術者の資格及びコード表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2225
\Rightarrow	常勤性の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
4	欠格要件に該当した場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
第3	事実発生後30日以内の届出	
1	「営業所(本店・支店)」の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
	— 11111 1 2 11 1 2 1 1	31
2 3		34 34
4	「法人の役員等(株主等を除く)」の変更 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
5 6		37 39
		39 40
第4	決算終了後4ヵ月以内の届出	
	決算等に関する届出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
2	国家員恰有寺の変更の油田でするようなようなようなようない。	45
第5	届出の綴り方	46
第6	参考資料	
		49
	· · · · · ·	64 65
4	郵送等による変更届等のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
	参考様式、作成要領及び記載例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	67 71
r)		/ 1

第1 変更の手続き

■ 変更の手続き

建設業許可を受けた者は、商号、資本金、役員、営業所、経営業務の管理責任者、専任技術者、支店長等法令で定める事項に変更があった場合及び決算期における使用人数、定款、国家資格者の変更、会社の財務の状況に関する届けについて、定められた期限内に所定の書類で大阪府知事に届け出る必要があります。

変更の事由があるのに変更届を提出していない、決算が終了したのに決算期における各種届を提出 していない場合、許可の取消対象となることや、更新及び業種追加等の申請や経営事項審査の申請が できなくなりますのでご注意ください。

経営業務の管理責任者、専任技術者、支店長等建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更を含む変更届(許可の要件に係る変更届)については大阪府職員が、決算変更届、役員の変更等許可の要件に係るもの以外の変更届については、大阪府が委託している受託業者の担当者が、届出書類(建設業法施行規則で定められた様式及びその他の添付書類)が整っているのか、定められた箇所に必要事項の記載及び押印がされているのか等の形式的審査と合わせて要件に係る審査を所定の確認書類で窓口審査し受付します。

また、受付後においても、大阪府の内部審査で、疑義が生じた場合、別途確認書類を求め、又は事務所等の確認調査を実施する場合があります。

郵送受付の実施

各種変更届等の届出にあたっては、受付時の待ち時間短縮・来庁の回数軽減を図るため、郵送及び 受付会場内に設置した投函ボックスを利用した受付を行っております。詳細は P.2 をご覧ください。

■ 届出書類

届出書類のうち建設業法施行規則等で様式が定められているもの、その他サンプル様式については、 下記の大阪府住宅まちづくり部建築振興課のホームページからダウンロードしていただけます。

(http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshin/kenkyoka/index.html)

また、大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)2階の諸用紙売場(P.1)で用紙類を販売しています。

営業時間:午前9時30分~午後5時 月曜日~金曜日(祝日・年末年始を除く)

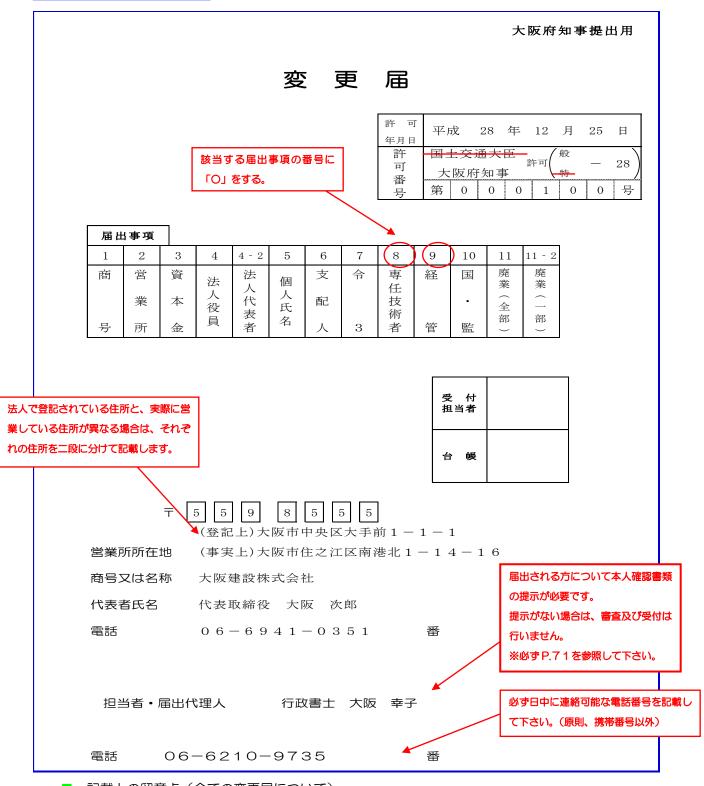
電 話:06-4703-8420 ※詳細は、直接お問い合わせください。

<u>∼行政書士による代理申請の取扱いについて∼</u>

平成 13年6月27日に公布された行政書士法の一部を改正する法律(平成 13年法律第77号)が施行され、行政書士による代理申請ができるようになっております。しかし、法律で定めのある場合を除き、行政書士でない者が官公署の窓口に提出する申請書等を、他人の依頼を受け、報酬を得て反復継続して作成することは、行政書士法(昭和二十六年二月二十二日法律第四号)により禁じられていますのでご注意ください。

変更届 (表紙) の記載例

変更届の提出の際に必要です。(決算変更届を除く)



- 記載上の留意点(全ての変更届について)
- 各様式に個人の氏名を記載する場合は、戸籍上の文字を使用してください。
- 個人の住所を記載する場合は、届出時の居住地の住所を記載してください。
 - ※変更届及び決算変更届は大阪府知事提出用(正)と届出者控え用(副)の2部を受付会場で受付します。

■「経営業務の管理責任者」の変更(省令様式第7号)

	変更の事由	書類の名称(提出)	確認書類(提示)
ア	■変更したとき (交代及び新たに就任 したとき) ※経管が2人→1人、 1人→2人の場合も同 じ	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)■変更届出書(第一面)(省令様式第22号の2)■経営業務の管理責任者証明書(省令様式第7号)■経営業務の管理責任者略歴書(省令様式第7号別紙)	■商業登記簿謄本 (法人に限り必要、交代時に役員であることが確認できる謄本) ■常勤性の確認書類(P.27を参照) ■経営経験の確認書類(P.10~12を参照)
7	■氏名変更したとき	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)■変更届出書(第一面)(省令様式第22号の2)■経営業務の管理責任者証明書(省令様式第7号)	■戸籍抄本、住民票、商業登記簿謄本等(氏名の変更が確認できるもの) ※住民票はマイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で消して提示して下さい。
ウ	■基準を満たさなくなったことにより削除するとき (交代の者がいない場合)	 ■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2) ■届出書(省令様式第22号の3) ■廃業届(省令様式第22号の4) (全部廃業する場合は「廃業届」のみ) 	■商業登記簿謄本 (法人に限り必要、引き続き担当する者が役員であることが確認できる謄本)
I	■複数いる場合で ・一部の業種の廃業 ・減員することにより 不要となる者の削除	 ■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第 22 号の2) ■経営業務の管理責任者証明書 (省令様式第7号) ※一部廃業の場合 ■届出書(省令様式第 22 号の3) ■廃業届(省令様式第 22 号の4) 	■商業登記簿謄本 (法人に限り必要、引き続き担当する者が役員であることが確認できる謄本)

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。 (詳細は P.69~70 をご確認ください。)

- ☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。
- ☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者 証など)を提示してください。(詳細は P.71 をご確認ください。)
- <u>※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、</u> ご了承下さい。

経管変更の場合の記載例 (P.7~9)

法人で登記されている住所と、実際に営 業している住所が異なる場合は、それぞ

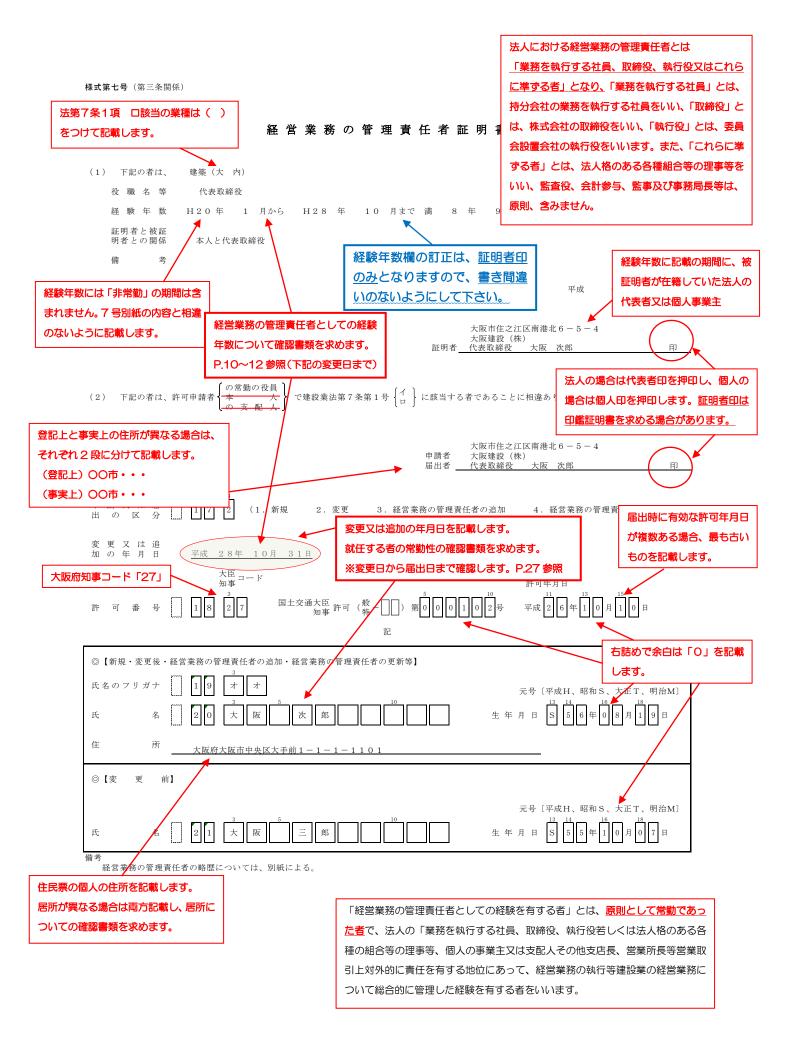
変更届出書

(第一面)

れの住所を二段に分けて記載します。 は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名 は業種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名

届出者が法人の場合は代表者印を押印、 個人事業主の場合は個人印を押印します。 ※様式第22の2号以下、届出書内の届出者 印は必ず同一印を押印して下さい。

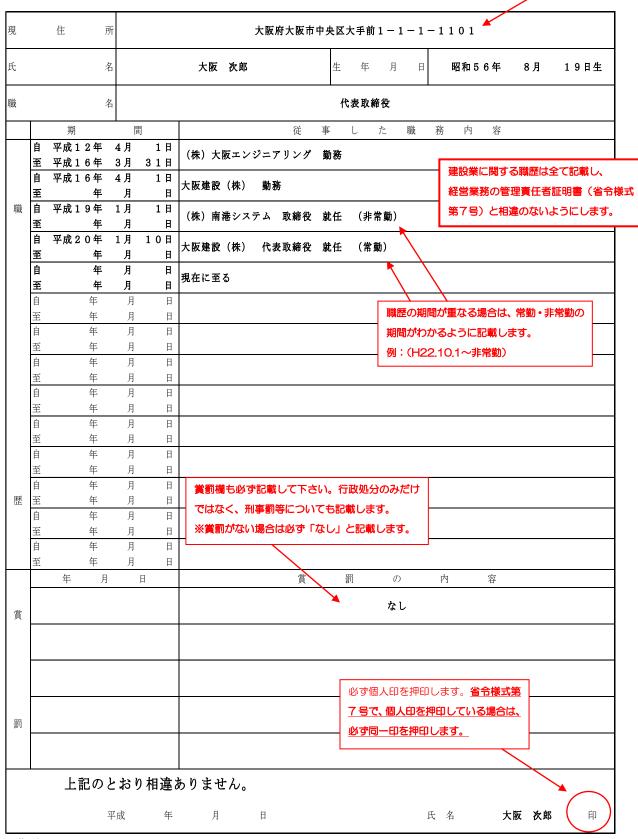
(登記上)大阪市・・・	見定する使用人 (8)	{ 建設業法第7条第2号 } に規定する営業 【建設業法第15条第2号】	※印鑑証明書を	を求める場合があ
(事実上)吹田市・・・			平成	年 月
地方整備局長		★阪市住之江区南		6
続における特定の個人を識別する	るための番号の利用等	大阪建設 (株) 届出者 <u>代表取締役</u> 大阪	太郎	(_
法律」に基づき、国税庁から指抗	定された法人番号を記	5 10	許可年月日	15
い。商業登記簿謄本の会社法人	等番号(12桁)の前 _{許可}	般 — () 第 0 0 0 1 0 2 号	平成 2 6 年 1	0月10月
検査用数字を加えた番号になりる			 します。	
法 人 番 号 3 6	4 0 0 0 0 2 0 2 7 0	0 0 8 (様式7号の変更日と	· 司日となります。	.)
届出事項	変更前	変 更 後	変更年月日	備ま
役員等の氏名	大阪 三郎	大阪 次郎	H27. 10. 31	経営業務管理責任
	_			
役員の就退任・代表者の変更がある場合	大阪 三郎	-	H27. 10. 31	役員の辞任
役員等の氏名	_	大阪 次郎	H27. 10. 31	役員の就任
代表者	大阪 三郎	大阪 次郎	H27. 10. 31	代表取締役
経管変更に伴う一部廃業の場合	建大内屋	建大内	H27. 10. 31	一部業種の廃」
一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一				
及び22の4号が併せて		たる営業所の所在地、資本金額等の変更に	問むスチカ東頂	マは第二五の◎【常
		する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る		
	◎【商号又は名称、代表者又は個/ 35	人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金 	額等の変更に関す	る入力事項】
商号又は名称 3 7				
	23 25			40
商号又は名称 38	3 5			20
	23 25	30 35		40
	3 5		見がある場合はこ 	こちらも記載しま
代表者又は個人の氏名のフリガナ 39	オオサカジ	рр		
代表者又は 40	大 阪 次 郎			
主たる営業所の 所在地市区町村 4 1	3 5 都道府県名	市区町村	夕	
				20
主たる営業所の 4 2	23 25	30 35		40
郵 便 番 号 4 3		10 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15 15		7
資本金額 44		FA)		_
又は出資総額 444		1 1 1 7		
連絡先				
所属等		電話	皆号	
マュ・・カラ 乗り				



別紙 (用紙A4)

経営業務の管理責任者の略歴書

住民票の個人の住所を記載します。 居所が異なる場合は両方記載し、**居所に ついての確認書類を求めます。**



記載要領

^{※ 「}賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

★経営経験(経験年数)の確認★

■ 経営業務の管理責任者としての経験の場合

法人の役員(常勤)又は個人事業主等として、許可を取りたい業種(申請する業種)について、 5年又は6年以上の建設業の経営者としての経営経験(経験年数)を確認する書類

- ※各書類について、証明者(証明会社)での申請業種の経験年数のうち証明したい期間分が必要です。
- ア 法人の役員としての経験の場合(①~③それぞれの期間が全て重なる期間が「経験年数」です) ※証明者がその期間に営業の実態・営業の実績があること、同期間に就任する者が役員であることを確認します。
 - ① 営業の実態 ⇒ 法人税の確定申告書のうち、別表一・決算報告書 ※<u>税務署の受付印</u>または税務署の受信通知(電子申告の場合)を必ず確認します。
 - ② 営業の実績 ⇒ 工事内容・工事期間・請負金額が確認できる 工事の契約 注文 請求 等 ※証明したい業種について、確認できた工事と次の工事との期間が 12 か月以上空かなければ連続した期間、経験があることとみなします。
 - ③ 常勤の役員 ⇒ **商業登記簿謄本。閉鎖謄本** (履歴事項全部証明書・閉鎖事項全部証明書)

法人税の確定申告書のうち、役員報酬手当及び人件費等の内訳書

※就任~重任~退任など役員期間が途切れないように確認します。

- イ <mark>個人事業主</mark>としての経験の場合(①~②それぞれの期間が全て重なる期間が「経験年数」です) ※証明者がその期間に営業の実態・営業の実績があることを確認します。
 - ① 営業の実態 ⇒ 所得税の確定申告書のうち、第一表
 - ※<u>税務署の受付印</u>または<u>税務署の受信通知(電子申告の場合)</u>を必ず確認します。 ※第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要
 - ② 営業の実績 ⇒ 工事内容・工事期間・請負金額が確認できる工事の契約書。注文書。請求書等
 - <u>※証明したい業種について、確認できた工事と次の工事との期間が 12 か月以上空かなけれ</u>ば連続した期間、経験があることとみなします。
- ウ 過去に建設業の許可を受けていた建設業者(現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。)での経験を 確認するための書類
 - 過去に経営業務の管理責任者として証明されている場合(以下の書類)
 - 建設業許可申請書又は変更届の一部 (受付印のある表紙及び経験年数の証明期間に該当する経営業務の管理責任者証明書(様式第7号))
 - 過去に経営業務の管理責任者として証明されていない法人の役員又は個人事業主における経験の場合 (①及び④の書類又は、②、③及び④の書類
 - ① 建設業許可申請書又は変更届の一部(受付印のある表紙及び経験年数の証明期間に該当する経営業務の管理責任者証明書(様式第7号))
 - ② 建設業許可通知書(経験年数分)
 - ③ 決算変更届の一部(直近に提出された受付印のある表紙若しくは完了通知のはがき)
 - ④ 法人の役員の場合は、当該法人の役員としての経験年数分の商業登記簿謄本(役員欄の閉鎖謄本等)
 - 支店長等における経験の場合(以下のすべての書類)
 - 建設業許可通知書(経験年数分)
 - 建設業許可申請書の一部(受付印のある表紙、営業所一覧表(様式第1号別紙2)及び建設業法施行令 第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号))

- 変更届の一部(受付印のある表紙又は完了通知のはがき、変更届出書(様式第22号の2)及び調書(様式第12号又は13号))
- 決算変更届の一部(直近に提出された受付印又は確認印のある表紙若しくは完了通知のはがき)

■ 執行役員等の経験の場合

取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、<u>執行役員等として5年又は6年以上建設業の経営業務を総合的に管理した経験を確認する</u>ための書類(以下のアからオのすべての書類)

執行役員等の経験の場合は、事前に建設業許可グループに相談してください。

事前相談を受けた場合でも、審査にあたっては、別途確認書類を求める場合があります。

- ア 経営業務の管理責任者証明書 (様式第7号)の証明者の3か月以内の印鑑証明書 (証明者と申請者が同一の場合を除く。)
- イ 執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを 確認するための書類
 - 証明期間の法人組織図その他これに準ずる書類
- ウ 業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする業種<u>又はそれ以外の業種</u>に関する事業部門であることを確認するための書類(ただし経験が 5 年の場合は許可を受けようとする業種に限る)
 - 業務分掌規程その他これに準ずる書類
- エ 取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、 代表取締役の指揮及び命令のもとに具体的な業務執行に専念するものであることを確認するための書類
- ・ 定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の 議事録、人事発令書その他これらに準ずる書類
- オ 業務執行を行う事業部門における業務執行実績を確認するための書類
 - ・ 当該法人の執行役員等の経験年数分の法人税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある別表一及び決算報告書 ※電子申告の場合は、税務署の受信通知も必要です。
 - 当該法人の執行役員等の経験年数分の建設工事の内容、請負金額及び工事期間が確認できる T事

請負契約書、注文書、請書又は請求書等

※建設工事の空白期間が12か月以上空いているである場合は、当該期間を経験年数から除 算します。

※ 過去に建設業の許可を受けていた建設業者(現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。)での執行役員等の経験の場合は、P10の「ア 法人の役員としての経験の場合」に記載の①営業の実態及び②営業の実績の書類に代えてく経営業務の管理責任者としての経験の場合>のウ(P.10)の書類とします。

■ 補佐経験の場合

許可を受けようとする建設業に関し経営業務の管理責任者に準ずる地位(業務を執行する社員、取締役、執 行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取 引上対外的に責任を有する地位に次ぐ職制上の地位をいう。)にあり6年以上経営業務を補佐した経験(申請する業種以外の補佐経験は、認められません。)を確認するための書類(P.12 のア〜エの書類が補佐経験年数分について全て必要)

※審査にあたっては、別途確認書類を求める場合があります。

ア 経営業務の管理責任者証明書(様式第7号)の証明者の3ヵ月以内の 印鑑証明書

(証明者と申請者が同一の場合を除く。)

イ 準ずる地位(職制上の地位)であることを確認するための書類

(経営業務の管理責任者証明書(様式第7号)の証明者が法人の場合のみ)

- ・ 証明期間の法人の組織図 その他これに準ずる書類
- ウ 補佐経験の在職期間を確認するための書類(a又はbのいずれかの書類)
 - a 法人の役員の補佐経験を確認するための書類(以下のいずれかの書類)
 - (年金の)被保険者記録照会回答票
 - ・ **雇用保険被保険者証** (申請時点において継続して雇用されている場合)
 - . **雇用保険被保険者離職票** (申請時点において離職している場合)
 - b 個人事業主の補佐経験を確認するための書類

証明者である個人事業主の補佐経験年数分の所得税の確定申告書のうち、

第一表 ※税務署の受付印または<u>税務署の受信通知(電子申告の場合)</u>を必ず確認します。

※第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要

事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に氏名。金額の記載がある書類

エ 申請する業種の経験年数を確認する書類(各書類は補佐経験年数分(6年以上)全て必要) ※証明者が法人の役員の場合

法人税の確定申告書のうち、別表一

※税務署の受付印または税務署の受信通知(電子申告の場合)を必ず確認します。

工事内容・工事期間・請負金額が確認できる工事の契約書。注文書。請求書等

<u>※証明したい業種について、確認できた工事と次の工事との期間が 12 か月以上空かなければ</u> 連続した期間、経験があることとみなします。

※証明者が個人事業主の場合

所得税の確定申告書のうち、第一表

- ※<u>税務署の受付印</u>または<u>税務署の受信通知(電子申告の場合)</u>を必ず確認します。
- ※第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要
- 工事内容・工事期間・請負金額が確認できる工事の契約書。注文書。請求書等

<u>※証明したい業種について、確認できた工事と次の工事との期間が 12 か月以上</u>空かなければ 連続した期間、経験があることとみなします。 ※ 過去又は現在も引続き建設業の許可を受けている建設業者での補佐経験の場合は、 エの書類に代えてく経営業務の管理責任者としての経験の場合>のウ(P.10)の書類と します。

2 「専任技術者」の変更(省令様式第8号)

	変更の事由	書類の名称(提出)	確認書類(提示)
ア	■担当業種の変更又は	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)	※資格者の要件について
	有資格区分の変更	■変更届出書(第一面)	は、【専任技術者資格要件
		(省令様式第22号の2)	一覧表】P.49~63及び
	※省令様式第8号	■専任技術者一覧表(省令様式第1号別紙4)	【関連学科一覧表】P.64
	項番 61⇒「2」	■専任技術者証明書(新規・変更)	を参照してください。
		(省令様式第8号)	
		技術的資格を証する以下の書類のうち	■実務経験確認書類
		該当するもの	(P.21 を参照)
		※ただし、有資格区分には変更がなく、担当	
		業種のみ変更の場合は、技術的資格を証する	
		書類の添付は不要です。	
		■a 実務経験証明書(省令様式第9号)	
		■b 卒業証書の写し又は卒業証明書の原本	
		■c 国家資格等の資格を証する書面の写し	
		(ただし、施工管理技士証明書については有	
		効期間内の原本)	
		■d 監理技術者資格者証の写し	
		■e 指導監督的実務経験証明書	
		(省令様式第 10 号)	
		■f 登録解体工事講習修了証の写し(解体	
		工事業の専任技術者で講習を修了している	
		場合)	
			— ** #* III - Th-TD-Th-VT
1	■追加	●変更届の表紙(大阪府用、届出者用)	■常勤性の確認書類
	・技術者の交代に伴う	●変更届出書(省令様式第22号の2)	(P.27 を参照)
	就任	■専任技術者一覧表(省令様式第1号別紙4)	ツ次ねせの苦味について
	営業所の新設に伴う	■専任技術者証明書(新規・変更)	※資格者の要件について
	技術者の就任	(省令様式第8号)	は、【専任技術者資格要件
	ッタのは一体のロ	技術的資格を証する以下の書類のうち該当す	
	※省令様式第8号	るもの	【関連学科一覧表】P.64
	項番 61⇒「3」	■ a 実務経験証明書(省令様式第9号)	を参照してください。
		■ b 卒業証書の写し又は卒業証明書の原本	■ 宇黎奴昤エカ━ヨマコ━サッº
		■ c 国家資格等の資格を証する書面の写し■ d 監理技術者資格者証の写し	■実務経験確認書類 (P.21 を参照)
		■ d 監理技術有質格有証の多し ■ e 指導監督的実務経験証明書	(ア.LIで参照)
		● 相导监督的美務控駛证明者 (省令様式第 10 号)	
		(自つ核式系 10 5) ■ f 登録解体工事講習修了証の写し(解体)	
		工事業の専任技術者で講習を修了している	
		工事業の受性技術自じ調査を修了している 場合)	
		物口/	

ウ	●削除・技術者の交代に伴う 退任(交代の者がいる場合)※省令様式第8号項番 61⇒「4」	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(省令様式第22号の2) ■専任技術者一覧表(省令様式第1号別紙4) ■専任技術者証明書(新規・変更) (省令様式第8号)	不要
	変更の事由	書類の名称(提出)	確認書類(提示)
工	■所属する営業所の変更※省令様式第8号項番61⇒「5」	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(省令様式第22号の2) ■専任技術者一覧表(省令様式第1号別紙4) ■専任技術者証明書(新規・変更) (省令様式第8号)	不要
オ	■氏名を変更した場合	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(省令様式第22号の2) ■専任技術者一覧表(省令様式第1号別紙4) ■専任技術者証明書(旧氏名の削除分) (省令様式第8号) ■専任技術者証明書(新氏名の追加分) (省令様式第8号)	■戸籍抄本、住民票等(氏名の変更が確認できるもの) ※住民票はマイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で消して提示して下さい。
カ	■基準を満たさなくなったことにより削除する場合(交代の者がいない場合) ■一部業種、営業所の廃止等に伴う削除 (本社、営業所の専任技術者として在籍しない場合)		不要
+	■一部業種の廃止に伴う担当、又は所属する営業所の変更廃業しない業種について引き続き専任技術者となる場合、及び営業所の廃止等に伴い、他の営業所で引き続き専任技術者になる場合	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第 22 号の2) ■専任技術者一覧表(省令様式第 1 号別紙4) ■専任技術者証明書(新規・変更) (省令様式第8号) ■届出書(省令様式第 22 号の3) ■廃業届(省令様式第 22 号の4)	不要

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。 (詳細は P.69~70 をご確認ください。)

- ☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。
- ☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者 証など)を提示してください。(詳細は P.71 をご確認ください。)
- ※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、 ご了承下さい。

				JB 4 J 1 N = + + + + + + + + + + + + + + + + + +
様式第二十二号の二(第八	条、第九条関係)		□ 届出者が法人の	り場合は代表者印を排
			個人事業主の場	合は個人印を押印し
法人で登記されている	3住所と、実際に営変	更届出書		02号以下、届出書
業している住所が異な		(第一面)	印は必ず同	一印を押印して下る
れの住所を二段に分け	ナて記載します。	金額 (4)役員等の氏名 (5)個人業者の氏名		求める場合がありま
(登記上) 大阪市・・		(8) { 建設業法第7条第2号 } に規定する営 ・)技術者
(事実上) 吹田市・・		(是以来位为10人为2万)		3/
			平成	年 月
おける特定の個人を試	歳別するための番号の利用	大阪市住之江区 大阪建設(株)	区南港北1-14-1	6
律」に基づき、国税庁が	から指定された法人番号を	届出者 代表取締役 大	、阪 太郎	
1。商業登記簿謄本の会	社法人等番号 (12桁)の	5	許可年月日 11 13	15
査用数字を加えた番号	たなります。 は大臣 star かます。 はた 日本事 かます ままり かまま かまま かまま かまま かまま かまま しゅうしゅう しゅう	可 (般	平成 2 6 年 1	0 月 1 0 日
		変更年月日を必ず記	載します。	
法人番号	3 6 4 0 0 0 0 2 0 2 7	○ ○ ○ (様式8号の変更日	と同日となります。	.)
日山東西	亦 亩 並	変 更 後	変更年月日	備考
届 出 事 項 専任技術者	変 更 前 住之江 太郎	変 更 後 大阪 次郎	及文十月口 H28. 4. 1	建大屋夕内
4 LLX III L		AND GREE	135. 1. 1	A 7. A 7.
育資格区分のみ変更の場合		Date Service		
専任技術者	住之江太郎	住之江 太郎	H28. 4. 1	有資格区分変更
 当業種変更及び技術者追加	の場合			
専任技術者	住之江 太郎	住之江 太郎	H28. 4. 1	建大屋
専任技術者	-	大阪 次郎	H28. 4. 1	夕 内
 技術者削除に伴う一部廃業の				
マルロ的味に干リーの発来の.	住之江 太郎	_	H28. 4. 1	専任技術者の削除
			11201 11 1	
営業所の業種	建大屋夕内	建大屋	H28. 4. 1	一部業業種の廃止
営業所の業種	建大屋夕内	建 大 屋		
	建大屋タ内 3場合、省令様式第22の3	建 大 屋		
一部廃業を伴	う場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 氏名	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変!	H28.4.1 更に関する入力事項】	一部業業種の廃止 一部業業種の廃止 又は第二面の②【営業
一部廃業を伴う 一部廃業を伴う ラスプ第220	う場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 廃止		H28.4.1 更に関する入力事項】 系る場合には、該当す	一部業業種の廃止 又は第二面の◎【営業 る欄にも変更後の内容
一部廃業を伴う 変更 しよう を記入すること。	う場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 ◎【商号又は名称、代表者又	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変! に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に	H28.4.1 更に関する入力事項】 系る場合には、該当す	一部業業種の廃止 マは第二面の◎【営業 る欄にも変更後の内容
一部廃業を伴う 変更 しよう。 を記入すること。	う場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 廃止	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変! に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に	H28.4.1 更に関する入力事項】 系る場合には、該当す な金額等の変更に関す	一部業業種の廃止 マは第二面の◎【営業 る欄にも変更後の内容
一部廃業を伴う 変更 しよう を記入すること。	う場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変! に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に付 は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本 10	明28.4.1 更に関する入力事項】 深る場合には、該当す な金額等の変更に関す 5	一部業業種の廃止 又は第二面の◎【営業 る欄にも変更後の内容 る入力事項】 20
一部廃業を伴う 変更 号及び第22 6 しよう を記入すること。	う場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 氏名 の 1 所名 の 2 所名 の 2 所名 の 3 の 3 の 5 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変 に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に付 は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資オ	明28.4.1 更に関する入力事項】 深る場合には、該当す な金額等の変更に関す 5	一部業業種の廃止 又は第二面の◎【営業 る欄にも変更後の内容 る入力事項】
一部廃業を伴う 一部廃業を伴う 一部廃業を伴う 一部廃業を伴う を記入すること。 商 号 又 は 名 称 の フ リ ガ ナ	う場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 氏名 の 1 所名 の 2 所名 の 2 所名 の 3 の 3 の 5 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6 の 6	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変! に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に付 は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本 10	H28.4.1 更に関する入力事項】 深る場合には、該当す 本金額等の変更に関す 5	一部業業種の廃止 又は第二面の◎【営業 る欄にも変更後の内容 る入力事項】 20
一部廃業を伴: 要現しよう しよう を記入すること。 商 号 又 は 名 称 の フ リ ガ ナ	う場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 ◎【商号又は名称、代表者又は 3 7 23 5 5 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変! に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本 10 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1 2 1	H28.4.1 更に関する入力事項】 深る場合には、該当す 本金額等の変更に関す 5 5 6 6 7 7 8 7 8 8 8 8 8 9 8 9 8 8 8 8 8	一部業業種の廃止 又は第二面の③【営業る欄にも変更後の内容 る入力事項】 20 20 20
一部廃業を伴: 変更 しよう しよう を記入すること。 商 号 又 は 名 称 の フ リ ガ ナ	う場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 ◎【商号又は名称、代表者又は 3 7 23 5 5 6 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変! に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に化 は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本 10 10 10 1 10 10 10 1 10 10 10 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	H28.4.1 更に関する入力事項】 深る場合には、該当す 本金額等の変更に関す 5 5 6 6 7 7 8 7 8 8 8 8 8 9 8 9 8 8 8 8 8	一部業業種の廃止 又は第二面の⑥【営業る欄にも変更後の内容 る入力事項】 20 40 40 40
一部廃業を伴: で変更しよう。 で記入すること。 商 号 又 は 名 称 の フ リ ガ ナ 商 号 又 は 名 称 代表者 又 は 個 人 の氏名のフリガナ 代表 者 又 は	う場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 ⑤【商号又は名称、代表者又(3 3 7 23 25 3 8 3 8 23 25 25 27 28 29 20 20 20 21 22 23 25 25 26 27 27 28 29 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に付は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本のでは個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本のでは、10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1	H28.4.1 更に関する入力事項】 深る場合には、該当す 本金額等の変更に関す 5 5 6 6 7 7 8 7 8 8 8 8 8 9 8 9 8 8 8 8 8	一部業業種の廃止 又は第二面の⑥【営業る欄にも変更後の内容 る入力事項】 20 40 40 40
一部廃業を伴:	う場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 ◎【商号又は名称、代表者又は 3 7 23 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に付ける所在地、資本金額等の変に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に付ける場合では、	#28.4.1 世紀 世紀 世紀 世紀 世紀 世紀 世紀 世	一部業業種の廃止 又は第二面の⑥【営業る欄にも変更後の内容 る入力事項】 20 40 40 40
一部廃業を伴:	 う場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 原止 ③【商号又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者、文章、文章、文章、文章、文章、文章、文章、文章、文章、文章、文章、文章、文章、	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に付ける所在地、資本金額等の変に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に付ける場合では、	H28.4.1	一部業業種の廃止 又は第二面の⑥【営業る欄にも変更後の内容 る入力事項】 20 40 40 40
- 部廃業を伴: で変更します。	う場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 ◎【商号又は名称、代表者又は 3 7 23 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変! に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に化 は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資オ 10	H28.4.1	一部業業種の廃止 又は第二面の⑥【営業る欄にも変更後の内容 る入力事項】 20 40 20 40 20 40 20
一部廃業を伴:	5場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 ⑤【商号又は名称、代表者又は 3 7 23 25 3 8 3 7 25 3 9 オ オ サ カ	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変! に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に化 は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資オ 10	H28.4.1	一部業業種の廃止 又は第二面の⑥【営業る欄にも変更後の内容 る入力事項】 20 40 20 40 20 40 20
- 部廃業を伴: で変更	 ○場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 ○【商号又は名称、代表者又(高) 3 7 23 25 25 25 3 3 5 5 6 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変! に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に4 は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資オ 10	H28.4.1	一部業業種の廃止 又は第二面の◎【営業 る欄にも変更後の内容 る入力事項】 20 40 20 20 20 20 20 20 20 20
- 部廃業を伴: で変更します。	 ○ 【商号又は名称、代表者又ののの4号が併せて必要です。 ○ 【商号又は名称、代表者又のののです。 ○ 【商号又は名称、代表者又のののです。 ○ 【商号又は名称、代表者又ののです。 ○ 【商号又は名称、代表者又ののです。 ○ 【商号又は名称、代表者又ののです。 ○ 【商号又は名称、代表者又ののです。 ○ 【商号又は名称、代表者又のできます。 ○ 【 商号又は名称、代表者又のできます。 ○ 【 商号又は名称、代表者又のできます。 ○ 【 商号又は名称、代表者又のできます。 ○ 【 商号又は名称、代表者又のできます。 ○ 【 商号文は名称、代表者又のできます。 	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変! に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に4 は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資オ 10	H28.4.1	一部業業種の廃止 又は第二面の◎【営業 る欄にも変更後の内容 る入力事項】 20 40 20 20 20 20 20 20 20 20
一部廃業を伴: で変更	 ○場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 ○【商号又は名称、代表者又(高) 3 7 23 25 25 25 3 3 5 5 6 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に存 は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本 10	H28.4.1	一部業業種の廃止 又は第二面の◎【営業 る欄にも変更後の内容 る入力事項】 20 40 20 20 20 20 20 20 20 20
で	 ○場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 ○【商号又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称。 3 7 23 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に代は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本のでは、1000000000000000000000000000000000000	H28.4.1	一部業業種の廃止 又は第二面の◎【営業 る欄にも変更後の内容 る入力事項】 20 40 20 20 20 20 20 20 20 20
一部廃業を伴: で変更 一部廃業を伴: で変更 一部廃業を伴: で変更 で変更 で変ま で	 ○場合、省令様式第22の3 の4号が併せて必要です。 ○【商号又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称、代表者又は名称。 3 7 23 5 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	、主たる営業所の所在地、資本金額等の変に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に付ける事項に付ける事項に付ける事項に付ける事項に付ける。	H28.4.1	一部業業種の廃止 又は第二面の◎【営業 る欄にも変更後の内容 る入力事項】 20 40 20 20 20 20 20 20 20 20

専任技術者一覧表

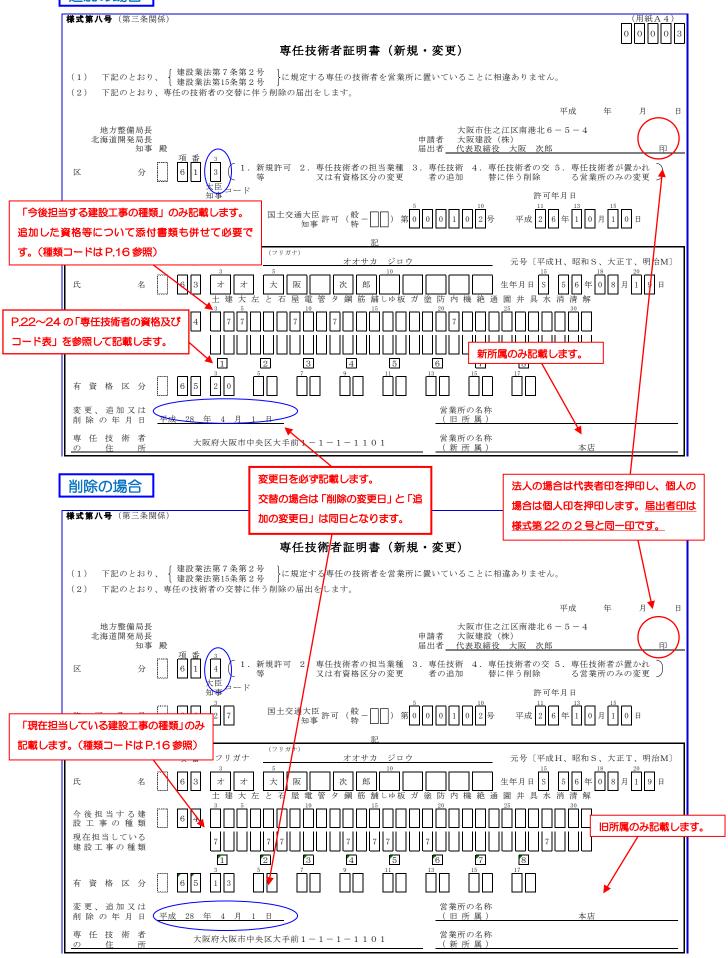
届出時点の専任技術者(本店・支店共に) を全員記載します。

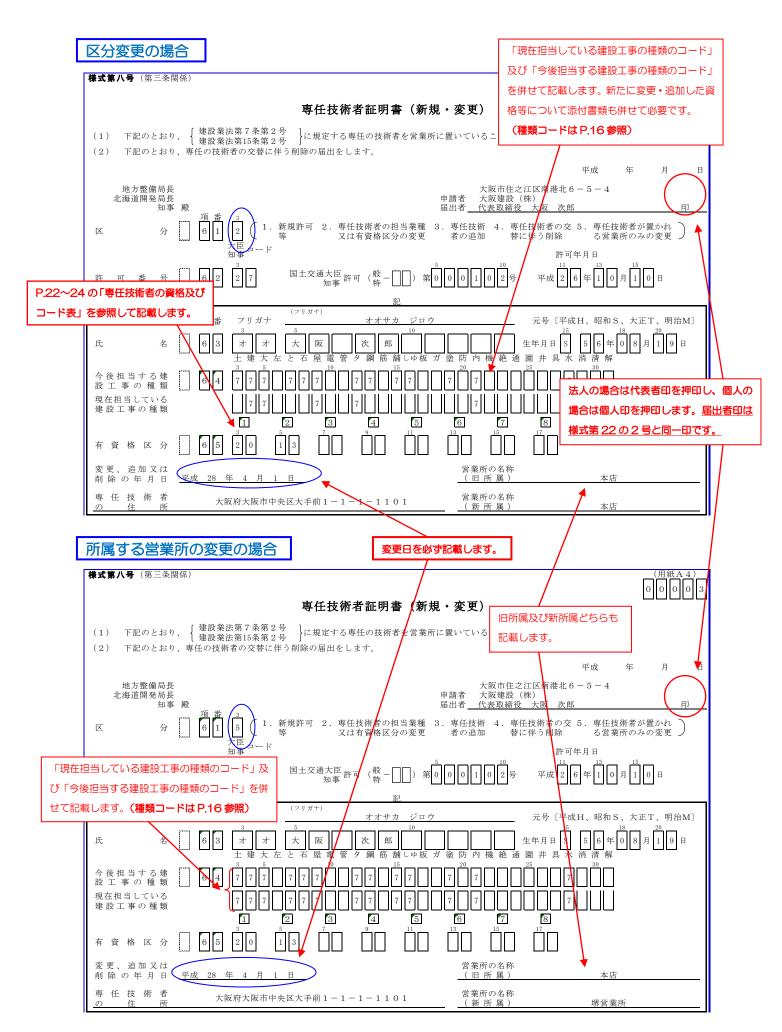
※変更のあった者のみではありません。

平成 年 月 日

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分
本店	******* ^沖	建 - 7 大 - 7	2 0
		屋-7 タ-7	
		内 — 7	
本店	スミノエ タロウ	±-4	0 2
本店	住之江 太郎	<u>工</u> — 4	0 2
堺営業所	大手前 五郎	建一7	3 8
		土-1	0 1
に追加・変更された専任技術者に	ついては、変更日	4	4
			/
届出日までの常勤性の確認書類の)提示を求めます。	/	
	提示を求めます。		
27 参照)			22~24の「専任技術者の資格
27 参照) こ追加・変更された資格について	は、資格者証・免		
27 参照) に追加・変更された資格について 卒業証明書・実務経験証明書等の	は、資格者証・免		
27 参照) に追加・変更された資格について 卒業証明書・実務経験証明書等の ます。	は、資格者証・免		
27 参照) に追加・変更された資格について 卒業証明書・実務経験証明書等の ます。	は、資格者証・免		
届出日までの常勤性の確認書類の 27 参照) に追加・変更された資格について 卒業証明書・実務経験証明書等の ます。 21~24 参照)	は、資格者証・免		22~24の「専任技術者の資格を受ける。 といっぱい できまい できまい とき かいい できまい という できまい といっぱい できまい しょう かいい しょう
27 参照) こ追加・変更された資格について 卒業証明書・実務経験証明書等の ます。 21~24 参照)	は、資格者証・免		
27 参照) に追加・変更された資格について 卒業証明書・実務経験証明書等の ます。	は、資格者証・免		
27参照) こ追加・変更された資格について 卒業証明書・実務経験証明書等の ます。 21~24参照) 設工事の種類コード表	は、資格者証・免確認書類の提出を		
27 参照) こ追加・変更された資格について 卒業証明書・実務経験証明書等の ます。 21~24 参照) 設工事の種類コード表 一般建設業の場合 「1」・・・法第7条第2号イ該	は、資格者証・免確認書類の提出を		
27参照) こ追加・変更された資格について 卒業証明書・実務経験証明書等の ます。 21~24参照) 設工事の種類コード表 一般建設業の場合 1」・・・法第7条第2号イ該 (指定学科を卒業後、	は、資格者証・免 確認書類の提出を 当 一定期間(大学・短大:3年、高校5		
27参照) こ追加・変更された資格について 学業証明書・実務経験証明書等の ます。 21~24参照) 設工事の種類コード表 一般建設業の場合 1」・・・法第7条第2号イ該 (指定学科を卒業後、	は、資格者証・免 確認書類の提出を 当 一定期間(大学・短大:3年、高校5 当(10年以上の実務経験)		
27参照) こ追加・変更された資格について 学業証明書・実務経験証明書等の ます。 21~24参照) 認工事の種類コード表 一般建設業の場合 1」・・・法第7条第2号イ該 (指定学科を卒業後、 4」・・・法第7条第2号い該	は、資格者証・免 確認書類の提出を 当 一定期間(大学・短大:3年、高校5 当(10年以上の実務経験)		
27参照) こ追加・変更された資格について 卒業証明書・実務経験証明書等の ます。 21~24参照) 設工事の種類コード表 一般建設業の場合 1」・・・法第7条第2号イ該 (指定学科を卒業後、 4」・・・法第7条第2号口該 「フ」・・・法第7条第2号ハ該 特定建設業の場合	は、資格者証・免 確認書類の提出を 当 一定期間(大学・短大:3年、高校5 当(10年以上の実務経験)	5年)以上の実務経験)	
27参照) こ追加・変更された資格について 卒業証明書・実務経験証明書等の ます。 21~24参照) 起工事の種類コード表 一般建設業の場合 1」・・・法第7条第2号イ該 (指定学科を卒業後、 4」・・・法第7条第2号ハ該 特定建設業の場合	当 一定期間 (大学・短大:3年、高校5 当(10年以上の実務経験) 当(国家資格取得者等)	5年)以上の実務経験) の指導監督的実務経験)	
27参照) こ追加・変更された資格について 学業証明書・実務経験証明書等の ます。 21~24参照) 設工事の種類コード表 一般建設業の場合 1」・・・法第7条第2号イ該 (指定学科を卒業後、 4」・・・法第7条第2号八該 特定建設業の場合 2」・・・法第7条第2号八該	当 一定期間(大学・短大:3年、高校5 当(10年以上の実務経験) 当(国家資格取得者等) び法第15条第2号ロ該当(2年以上の	(年)以上の実務経験) の指導監督的実務経験) (大臣の認定を受けた者)	
27参照) こ追加・変更された資格について 学業証明書・実務経験証明書等の ます。 21~24参照) 設工事の種類コード表 一般建設業の場合 1」・・・法第7条第2号イ該 (指定学科を卒業後、 イ」・・・法第7条第2号ハ該 特定建設業の場合 2」・・・法第7条第2号ハ該 特定建設業の場合 3」・・・法第7条第2号ハ該	当 一定期間(大学・短大:3年、高校5 当(10年以上の実務経験) 当(国家資格取得者等) び法第15条第2号ロ該当(2年以上の 変当(同号イと同等以上として国土交通び法第15条第2号ロ該当(2年以上の 変当(同号ロと同等以上として国土交通	が (年)以上の実務経験) がは導監督的実務経験) が大臣の認定を受けた者) が指導監督的実務経験) が大臣の認定を受けた者) がは導監督的実務経験) が大臣の認定を受けた者)	
27参照) に追加・変更された資格について 卒業証明書・実務経験証明書等の ます。 21~24参照) 記21~24参照) 記21~24参照) 記21~24参照) 記31・・・法第7条第2号イ該 (指定学科を卒業後、 4」・・・法第7条第2号八該 特定建設業の場合 2」・・・法第7条第2号八該 特定建設業の場合 2」・・・法第7条第2号八該 5」・・・法第7条第2号八百	当 一定期間(大学・短大:3年、高校5 当(10年以上の実務経験) 当(国家資格取得者等) び法第15条第2号口該当(2年以上の 変当(同号イと同等以上として国土交通び法第15条第2号口該当(2年以上の 変当(同号口と同等以上として国土交通び法第15条第2号口該当(2年以上の 変当(同号口と同等以上として国土交通び法第15条第2号口該当(2年以上の	が (年)以上の実務経験) がは導監督的実務経験) が大臣の認定を受けた者) が指導監督的実務経験) が大臣の認定を受けた者) がは導監督的実務経験) が大臣の認定を受けた者)	
27参照) に追加・変更された資格について 卒業証明書・実務経験証明書等の ます。 21~24参照) 設工事の種類コード表 一般建設業の場合 1」・・・法第7条第2号イ該 (指定学科を卒業後、 イ」・・・法第7条第2号ハ該 特定建設業の場合 2」・・・法第7条第2号ハ該 特定建設業の場合 3」・・・法第7条第2号ハ該	当 一定期間(大学・短大:3年、高校5 当(10年以上の実務経験) 当(国家資格取得者等) び法第15条第2号口該当(2年以上の 変当(同号イと同等以上として国土交通び法第15条第2号口該当(2年以上の 変当(同号口と同等以上として国土交通び法第15条第2号口該当(2年以上の 変当(同号口と同等以上として国土交通び法第15条第2号口該当(2年以上の	が (年)以上の実務経験) がは導監督的実務経験) が大臣の認定を受けた者) が指導監督的実務経験) が大臣の認定を受けた者) がは導監督的実務経験) が大臣の認定を受けた者)	

追加の場合





実印の押印が必要です。証明者が届出者と同じ、 とび・土工工事の経験で解体工事業の専任技術者と 様式第九号 (第三条関係) もしくは役員である場合は他の様式と同一印を なる場合には、「(解体)」と記載ください。 押印します。(同人格は届出書内では同一印) 実 務 経 験 証 明 2枚以上になる場合はそれぞれに押印します。 下記の者は、 とび・土工(解体) 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを 証明者が他社又は被証明者以外の個人の場合は 印鑑証明書の提示が必要です。 実務経験の内容について、工事は 1 行につき 大阪府大阪市住之江区南港北1-14-16 株式会社 建築振興 1 件を具体的に記載します。 それぞれの工事 証 代表取締役 建設 太郎 印 について工事名・工事内容・工期がわかる確 認書類の提示が必要です。(P.21 参照) 従業員 被証明者との関係 記 実際に雇用された期間を記載します。 術者の氏 建築 一郎 牛年月日 昭和45年1月1日 名 使用された 者 株式会社 建築振興 平成27年10月まで 実 穃 実務経験年数 10年 5月から10年 5月まで 現場従業員 大阪邸外構工事 現場従業員 池田邸外構工事 11年 3月から11年 4月まで 現場従業員 11年12月から12年 2月まで 当時担当していた役職名を 松原邸外構工事 12年10月から12年12月まで 具体的に記載します。 現場従業員 大東邸外構工事 13年12月から14年 2月まで 15年 1月から15年 2月まで 現場従業員 高石邸外構工事 1件の工事と工事の期間が12ヶ月以上空かない場合、連続 現場従業員 15年12月から16年 1月まで して実務経験があることとみなします。 右記の場合 現場従業員 16年 8月から16年 9月まで 平成10年5月~平成16年9月 計6年4月 現場従業員 平成 17年 11月~平成 21年 12月 計4年 1月 17年11月から17年12月まで 合計 10年5月で10年の実務経験が確認できます。 現場従業員 18年 5月から18年 6月まで ※資格+実務経験の場合は、資格取得後の工事が実務経験と して認めることができます。 現場従業員 18年12月から19年 1月まで 19年12月から19年12月まで 現場従業員 和泉邸外構工事 現場従業員 忠岡邸外構工事 20年 8月から20年11月まで 現場従業員 守口邸外榼丁事 21年10月から21年12月まで 月から 月まで 「実務の経験」とは、建設工事の施工に関する技術上のすべての職務経験をいい、ただ単に建 合計 満 10年 設工事の雑務のみの経験年数は含まれませんが、建設工事の発注にあたって設計技術者として 設計に従事し、又は現場監督技術者として監督に従事した経験、土工及びその見習いに従事し た経験等も含めて取り扱うものとします。 こついて、証明者別に作成すること。 また、実務の経験の期間は、具体的に工事に携わった経験で、当該建設工事に係る経験期間を 積み上げ合計して得た期間とします。ただし、<mark>同一人物で経験期間が重複しているものにあっ</mark> ては二重に計算しません。 なお、電気工事及び消防施設工事については、電気工事士免状、消防設備士 免状等の交付を受<u>けていない者の実務経験は、原則、認められません。</u>

実務経験を有する業種を記載します。

様式第十号 (第十三条関係)

記載要領は様式第9号(P.19)に準じて記載します。

指導監督的実務経験証明書

もしくは役員である場合は他の様式と同一印を押印します。(同人格は届出書内では同一印) 2枚以上になる場合はそれぞれに押印します。 証明者が他社又は被証明者以外の個人の場合は印鑑証明書の提示が必要です。

実印の押印が必要です。証明者が届出者と同じ、

下記の者は、 とび・土工 工事に関し、下記の元請工事について指導監督的な実務の経験を有することに

技術者の氏名	建築 一郎	生 年 月 日 昭和45年1月1日	使用された 平成10年 1月から
使用者の商号 又は名称		t. 建築振興	期 間 平成27年 10月まで
発 注 者 名	請負代金の額職名	実務経験の内容	実務経験年数
大阪建設 (株)	55,500千円 工事部長	○○地区地盤改良工事	20年 2月から20年 4月まで
"	110,025千円 "	○○ビルコングリート打設工事	20年 8月から20年10月まで
"	45,500千円 現場代理人	○○ビル鉄骨組立てて事	21年 1月から21年 5月まで
"	200,300千円 "	○○ビルコンクリート打設工事	21年 8月から21年12月まで
"	50,000千円 現場責任者	○○地区地盤改良工事	22年 2月から22年 6月まで
"	124,000千円 "	○○ビルコンクリート打設工事	22年11月から23年 3月まで
"	70,000千円 "	○○地区地盤改良工事	23年 4月から23年 9月まで
	千円 /		年 月から 年 月まで
	千円		年 月から 年 月まで

実務経験の内容について、工事は 1 行につき 1 件を具体的に記載します。それぞれの工事について元請・工事名・工事内容・工期・請負金額・技術者が指導監督的立場に就いていたことがわかる確認書類の提示が必要です。(P.21 参照)

使用者の証明を得ることが できない場合はその理由 「一定の指導監督的な実務の経験」とは、許可を受けようとする建設業に係る建設工事で、発注者から直接請け負い(元請)、その請負代金の額(税込み)が4,500万円(昭和59年10月1日前の経験にあっては1,500万円、昭和59年10月1日以降平成6年12月28日前の経験にあっては3,000万円)以上であるものに関する指導監督的な実務の経験をいいます。なお、発注者の側における経験又は下請負人としての経験は含みません。「指導監督的な実務の経験」とは、建設工事の設計又は施工の全般について、工事現場主任者又は工事現場監督者のような立場で工事の技術面を総合的に指導監督した経験をいいます。

記載要領

1 この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成し、請負代金の額が4,500万円 は1,500万円以上のもの)

【実務経験と指導監督的実務経験の重複】

一般建設業の専任技術者の要件である実務経験の期間が、指導監督的な実務の経験の期間と重複している場合には、<mark>当該重複する期間を一般建設業の専任技術者の要件である実務経験の期間として算定すると同時に、指導監督的な実務の経験の期間として算定することができます。</mark>

なお、指導監督的な実務の経験の期間は、具体的に建設工事に携わった実務の経験で、当該建設工事に係る経験期間を積み上げ合計して得た期間とします。 ただし、経験期間が重複しているものにあっては二重に計算しません。

★実務経験の確認★

■ 実務経験を要する技術者の場合

実務経験証明書(様式第9号)に記載された内容についての確認(ア及びウ) ⇒ 記載例は P.19 参照

ア 実務経験が確認できる以下の場合に応じた書類

■ 工事の実績確認書類(建設業許可を受けていない者を含む)での証明の場合(以下の書類) 証明者(証明会社)での、工事の実績を記載した全ての工事について、

工期。工事名。工事内容。請負金額 を確認できる書類が必要です。

由請業種についての工事の契約書・注文書・請求書・内訳書等の書類で確認します。

<u>※証明したい業種について、確認できた工事と次の工事との期間が 12 か月以上空かなければ連続した</u> 期間、経験があることとみなします。

- 過去に実務経験で専任技術者として証明されている者の場合(以下のいずれかの書類)
 - 建設業許可申請書の一部(受付印のある表紙及び実務経験証明書(様式第9号))
 - 変更届の一部(受付印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び実務経験証明書(様式第9号))
- 建設業の許可を受けていた建設業者(現在も引き続き建設業の許可を受けている者を含む。)において 実務経験で専任技術者として証明されていない者の場合(以下のいずれかの書類)
 - 建設業許可申請書の一部(受付印のある表紙及び証明を受ける技術者の実務経験の期間が過去に証明を 受けていた者の実務経験の期間を含む実務経験証明書(様式第9号)
 - 変更届の一部(受付印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び証明を受ける技術者の実務経験の期間 が過去に証明を受けていた者の実務経験の期間を含む実務経験証明書(様式第9号))
 - 決算変更届の一部(受付印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び実務経験年数の証明期間に相当する工事経歴書(様式第2号))

■ 指導監督的な実務経験を要する技術者の場合

指導監督的実務経験証明書(様式第10号)に記載された内容についての確認できる書類(イ及びウ)

⇒ 記載例はP.20参照

イ 指導監督的実務経験が確認できる以下の場合に応じた書類

- 過去に指導監督的実務経験が必要な専任技術者として証明されている者の場合(以下のいずれかの書類)
 - 建設業許可申請書の副本の一部(受付印のある表紙及び指導監督的実務経験証明書(様式第10号))
 - 変更届の一部(受付印のある表紙若しくは完了通知のはがき及び指導監督的実務経験証明書(様式第10号))
- 初めて指導監督的実務経験が必要な専任技術者として証明される者の場合(以下の書類)
 - 指導監督的実務経験の年数分の建設工事の内容、元請、請負金額(4500万円以上)及び工事期間(期間の合計が2年以上)が確認できる工事契約書、注文書等

■ 実務経験・指導監督的実務経験を要する技術者(共通)

ウ 実務経験・指導監督的実務経験証明書に記載された経験期間の在籍が確認できる次のいずれかの書類

証明者と申請者が同一の場合又は過去に建設業者から証明を受けている者については原則不要とします。

- (年金の)被保険者記録照会回答票
- 雇用保険被保険者証(申請時点において継続して雇用されている場合)
- 雇用保険被保険者離職票(申請時点において離職している場合)
- 証明者が個人事業主である場合は、証明者の所得税の確定申告書のうち、税務署の受付印のある第一表 + 専従者給与欄又は給与支払者欄に内訳・氏名の記載がある書類
 - ※税務署の受付印または税務署の受信通知(電子申告の場合)を必ず確認します。
 - ※第一表に税務署の受付印はないが第二表に税理士等の記名捺印がある場合は第二表も必要
- 証明者の印鑑証明書(3か月以内のもの)

専任	技術	者等の資格及びコード表		
<u> </u>	コード	資格区分	実務経験年数	建設業の種類
	01	法第7条第2号イ該当(指定学科卒業者)	大卒3年	 高卒 【年
	02	法第7条第2号口該当	10年	
	03	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)大臣認定を有する者		
	04	法第15条第2号ハ該当(同号口と同等以上)大臣認定を有する者	***************************************	
	11	1級建設機械施工技士		土・と・ほ
	1A	1級建設機械施工技士(附則第4条該当)		土・と・ほ・解
	12	2級建設機械施工技士(第1~6種)		土・と・ほ
	1B	2級建設機械施工技士(第1~6種)(附則第4条該当)		土・と・ほ・解
	13	1級土木施工管理技士	※ 1	土・と・石・鋼・ほ・し・塗・水・解
	10	1級土木施工管理技士(附則第4条該当)		土・と・石・鋼・ほ・し・塗・水・解
	14	2級土木施工管理技士(土木)	※ 1	土・と・石・鋼・ほ・し・水・解
	1D	2級土木施工管理技士(土木)(附則第4条該当)		土・と・石・鋼・ほ・し・水・解
	15	2級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)		塗
	16	2級土木施工管理技士(薬液注入)		٢
	1E	2級土木施工管理技士(薬液注入) (附則第4条該当)		と・解
建	20	1級建築施工管理技士	※ 1	建・大・左・と・石・屋・ タ・鋼・筋・板・ガ・塗・
設				防・内・絶・具・解 建・大・左・と・石・屋・
業法	2A	1級建築施工管理技士(附則第4条該当)		タ・鋼・筋・板・ガ・塗・ 防・内・絶・具・解
	21	2級建築施工管理技士 (建築)	※ 1	建・解
		2級建築施工管理技士(躯体)	※ 1	大・と・タ・鋼・筋・解
	2B	3級建築施工管理技士(躯体)(附則第4条該当)		大・と・タ・鋼・筋・解
	23	2級建築施工管理技士(仕上げ)		大・左・石・屋・夕・板・ ガ・塗・防・内・絶・具
	27	1級電気工事施工管理技士		電
	28	2級電気工事施工管理技士		電
	29	1級管工事施工管理技士		管
	30	2級管工事施工管理技士		管
	<u>31</u>	1級電気通信工事施工管理技士		<u>通</u>
	32	2級電気通信工事施工管理技士		通
	33	1級造園施工管理技士		園
建	34	2 級造園施工管理技士		園
築	37	一級建築士		建・大・屋・タ・鋼・内
士法	38	二級建築士 木造建築士		建・大・屋・タ・内
任		本には 建設・総合技術監理(建設)		大 土・と・電・ほ・し・園・解
		建設・総合技術監理(建設) 建設・総合技術監理(建設) (附則第4条該当)		土・と・電・ほ・し・園・解
	42	建設 ・ 総 ロ 12 州 監 生 (建 成) (門 則 男 4 未 成 ヨ) 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造物及びコンクリート」)		土・と・電・鍋・ほ・し・園・解
		建設「銅構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「銅構造物及びコンクリート」) (附則第4条該当)		土・と・電・鋼・ほ・し・園・解
	~~~~~~	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)		\$
	4C	農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」) (附則第4条該当)		<u>土・と</u> 土・と・解
	44	電気電子・総合技術監理(電気電子)		電・通
lula.		機械・総合技術監理(機械)		機
技	~~~~~~	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学	] )	管・機
術	47	上下水道・総合技術監理(上下水道)		管・水
士	48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)		管・井・水
法	49	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)		土・と・し
	4D	水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)(附則第4条該当)		土・と・し・解
	50	森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)		園
	51	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		土・と・園
	5A	森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		土・と・園・解
		衛生工学・総合技術監理(衛生工学)		管
		衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)		管・水
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)		管・水・清
電気工事士法		第1種電気工事士		電
電気事業	56	第2種電気工事士	3年	電
法	58	電気主任技術者 (第1~3種)	5年	電
電気通信 事業法	59	電気通信主任技術者	5 年	通
水道法	65	給水装置工事主任技術者	1年	管

		田岳沙叶和供工		226
消防法	68	甲種消防設備士		消
	69	乙種消防設備士		消
	71	建築大工(1級)		大
	/	建築大工(2級)	3 年	大
		型枠施工(1級)		大・と
	64	型枠施工(2級)	3 年	(·····································
			3 <del>T</del>	大・と
	6B	型枠施工(1級)(附則第4条該当)		大・と・解
		型枠施工(2級)(附則第4条該当)	3年	大・と・解
	72	左官(1級)		左
	12	左官(2級)	3年	左
	57	とび・とび工(1級)		と・解
	07	とび・とび工(2級)	3 年	と・解
		とび・とび工(1級) (附則第4条該当)		と・解
	5B	とび・とび工(2級) (附則第4条該当)	3年	と・解
		コンクリート圧送施工(1級)		는 //T
	73	コンクリート圧送施工(2級)	3 年	ع
			o 中	5
	7A	コンクリート圧送施工(1級)(附則第4条該当)	o /=	と・解
		コンクリート圧送施工 (2級) (附則第4条該当)	3年	と・解
	66	ウェルポイント施工 (1級)		ح
		ウェルポイント施工(2級)	3年	ط
	6C	ウェルポイント施工(1級)(附則第4条該当)		と・解
	00	ウェルポイント施工(2級)(附則第4条該当)	3 年	と・解
	7.4	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 (1級)		管
職	74	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管 (2級)	3年	管
業	000000000000000000000000000000000000000	給排水衛生設備配管 (1級)		管
能	75	給排水衛生設備配管 (2級)	3 年	
力			3 平	管
開	76	配管(選択科目「建築配管作業」)·配管工(1級)		<b>管</b>
発		配管(選択科目「建築配管作業」)・配管工(2級)	3年	管
促	70	建築板金「ダクト板金作業」(1級)		管・屋・板
	, ,	建築板金「ダクト板金作業」 (2級)	3年	管・屋・板
進	77	タイル張り・タイル張り工(1級)		タ
法	//	タイル張り・タイル張り工(2級)	3 年	Я
	70	築炉・築炉工(1級)・れんが積み		A
<b>*</b>	78	築炉・築炉工 (2級)	3年	Я
2		ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工		石・タ
	79	ブロック建築・ブロック建築工(2級)	3年	石・タ
	000000000000000000000000000000000000000	石工・石材施工・石積み(1級)	り <del>中</del>	
	80		0 F	石 一
		石工・石材施工・石積み(2級)	3年	石
	81	鉄工(選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」)・製罐(1級)		鋼
		鉄工(選択科目「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」)・製罐 (2級)	3年	鋼
	82	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」の双方) (1級)		筋
	UZ.	鉄筋組立て・鉄筋施工(選択科目「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」の双方)(2級)	3年	筋
	83	工場板金(1級)		板
	0.5	工場板金(2級)	3年	板
		板金(屋根工事業については選択科目「建築板金作業」)・建築板金		
	84	・板金工(屋根工事業については選択科目「建築板金作業」) (1級)		屋・板
	04	板金(屋根工事業については選択科目「建築板金作業」)・建築板金	3年	
	000000000000000000000000000000000000000	・板金工(屋根工事業については選択科目「建築板金作業」)(2級)	0 <del>+</del>	屋・板
	85	板金・板金工・打ち出し板金 (1級)		板
	- 00	板金・板金工・打ち出し板金(2級)	3年	板
	86	かわらぶき・スレート施工(1級)		屋
	00	かわらぶき・スレート施工 (2級)	3 年	屋
	0.7	ガラス施工 (1級)		ガ
	87	ガラス施工 (2級)	3年	ガ
		塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)		<i>次</i> 途
	88	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)	3 年	(
			0 <del>T</del>	<u>途</u>
	89	建築塗装・建築塗装工(1級)	9 /T	途
		建築塗装・建築塗装工(2級)	3年	塗
	90	金属塗装・金属塗装工 (1級)		<u>途</u>
	"	金属塗装・金属塗装工(2級)	3年	塗

	1 91	噴霧塗装(1級)		塗
		噴霧塗装(2級)	3 年	塗
職	67	路面標示施工		途
業	97	畳製作・畳工 (1級)		内
能		畳製作・畳工(2級)	3 年	内
力	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)		内
開	90	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)	3年	内
発	94	熱絶縁施工 (1級)		絶
促	J T	熱絶縁施工 (2級)	3 年	絶
進	95	建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作成」)・カーテンウォール施工・サッン施工(1級)		具
法		建具製作・建具工・木工(選択科目「建具製作作成」)・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)	3 年	具
14	96	造園 (1級)		園
*		造園 (2級)	3 年	園
$\frac{\lambda}{2}$	9/	防水施工(1級)		防
2		防水施工 (2級)	3年	防
	98	さく井(1級)		井
	90	さく井 (2級)	3年	井
	61	地すべり防止工事	1 年	1. 44
		地すべり防止工事 (附則第4条該当)	1年	と・井
		基礎ぐい工事	1 +	と・井・解
		基礎∖ヾ┴妻 建築設備士	1 年	きな
			<u> </u>	電・管
		計装	1年	電・管
	60	解体		解

99 その他(建設業法第7条第2号イ又は口に掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する者を定める件 (S47.3.8建設省告示第352号) の第3号に該当

### P.22~24の※1、2について

※1: 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者

※2:技能士(2級)を平成16年3月31日までに取得している場合の実務経験は1年です。

:配管…選択科目が「建築配管作業」とするものに限られます。

:鉄工・・・選択科目が「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。

:鉄筋施工・・・選択科目が「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立て作業」の双方に合格したものに限られます。

: 板金・板金工・・・屋根工事業の有資格者として認められるのは、板金・板金工にあっては選択科目が「建築板金作業」、建築板金にあっては選択科目が「内外装板金作業」に限られます。

:木工・・選択科目が「建具製作作業」とするものに限られます。

(上記は、職業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和 48 年政令第 98 号)の改正後の資格取得に限ります。)

## 3 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」の変更

	変更の事由	書類の名称(提出)	確認書類(提示)
ア	■交代及び支店等の新	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)	■常勤性の確認書類
	設により就任する場合	■変更届出書(第一面)	(P.27 を参照)
		(省令様式第 22 号の2)	
		■a 誓約書(省令様式第6号)	■委任状
		■b 登記事項証明書	法人の取締役会等又は代
		(発行日から3か月以内の原本)	表取締役からの建設業に
		■c 市町村の長の証明書	係る請負契約の見積り・入
		(発行日から3か月以内の原本)	札・締結等、委任内容が確
		ただし、外国籍の方については、市町村の	認できる「委任状」
		長の証明書に代えて、住民票(国籍、氏名	
		(通称名含む)、生年月日を確認できる本	
		人の抄本)(発行日から3か月以内の原本)	
		を添付してください。	代する場合は上記の確認
		<u>※住民票はマイナンバーの記載のないも</u>	書類は不要です。
		のを提出して下さい。	
		W 14 (0.0 Little 1)	
		※ a~cは、役員が新たに支店長等を兼ね	
		る場合、既に支店長であったものが別の支	
		店に交代する場合は不要です。	
		■建設業法施行令第 3 条に規定する使用	
		人の一覧表(省令様式第 11 号)	
		■建設業法施行令第 3 条に規定する使用	
		人の調書(省令様式第13号)	
		※役員が支店長等を兼ねる場合は、   許可申請者の調書(省令様式第 12 号)	
		計句中間目の調査(目り様式第12号)   ※支店の新設・追加がある場合	
		※文品の利成・追加がめる場合   ■変更届出書(第二面)	
		(省令様式第22号の2)	
1	■交代及び支店等の廃	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)	不要
	止により退任する場合	■変更届出書(第一面)	
		(省令様式第 22 号の2)	
		■建設業法施行令第 3 条に規定する使用	
		人の一覧表	
		※支店の廃止がある場合	
		■変更届出書(第二面)	
		(省令様式第 22 号の 2)	

- ☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。 (詳細は P.69~P.70 をご確認ください。)
- ☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。
- ☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者 証など)を提示してください。(詳細は P.71 をご確認ください。)
- ※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、 ご了承下さい。

#### 令3使用人変更の場合の記載例 **様式第二十二号の二**(第八条、第九条関係) 届出者が法人の場合は代表者印を押印、 個人事業主の場合は個人印を押印します。 法人で登記されている住所と、実際に営 変 更 届 出 ※様式第 22 の 2 号以下、届出書内の届出者 業している住所が異なる場合は、それぞ (第一面) 印は必ず同一印を押印して下さい。 れの住所を二段に分けて記載します。 「在地又は楽種 (3)資本金額 (4)役員等の氏名 (5)個人 第3条に規定する使用人 (8) 建設業法第7条第2号 、 建設業法第15条第2号 ※印鑑証明書を求める場合があります。 (登記上) 大阪市・・・ (事実上) 吹田市・・・ 平成 年 月 日 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪建設(株) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律」に基づき、国税庁から指定された法人番号を記入く 代表取締役 大阪 太郎 届出者 ださい。商業登記簿謄本の会社法人等番号(12桁)の前に1桁 許可年月日 許可 (般 - 1) 第00001002号 の検査用数字を加えた番号になります。 変更年月日を必ず記載します。 届出事項 変 更 変 更 後 変更年月日 考 支店の新設の場合 支店新設 堺営業所 H28.4.1 令3使用人 大阪 四郎 H28.4.1 建 大 屋 専任技術者 住之江 太郎 H28.4.1 令3使用人の変更の場合 令3使用人の変更 大阪 四郎 H28 4 1 大阪 五郎 専任技術者の変更を伴う場合、P.13~14 支店の新設・廃止・業種の変更を伴う場合、 の各書類が併せて必要です。 P.29~30 の各書類が併せて必要です。

様式第十一号(第四条関係) (用紙A4)

#### 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

平成 年 月 日

営業所の名称	職名	フリ 氏	*/+ 名
堺営業所	支店長	***** 大阪	원명 四郎

## ★経営業務の管理責任者、専任技術者、支店長等の常勤性の確認★

届出書等に記載された対象者の常勤性について確認します。確認書類の提示は、すべて写しで可能です。

- 対象者が法人の役員又は従業員の場合 1 又は2の書類(後期高齢者医療制度被保険者は2の書類)
- 対象者が個人事業主の場合 3の書類(後期高齢者医療制度被保険者は4及び6の書類)
- 対象者が個人事業の専従者の場合 3及び5の書類(後期高齢者医療制度被保険者は5及び6の書類)
- 対象者が個人事業の従業員の場合 1又は2の書類(後期高齢者医療制度被保険者は2又は5及び6の書類)
  - 注1 役員就任直後又は従業員として雇用直後の者にあっては、次のとおりとします。
  - ・ 役員就任直後の場合 7及び10の書類(役員就任後3か月目の報酬が未支給の方は8及び10の書類)
  - ・ 従業員として雇用直後の場合 7及び10の書類(雇用後3か月目の賃金が未支給の方は9及び10の書類)
  - 注2 対象者が次に該当する場合は、以下の書類が別途必要になります。
  - 75歳未満の後期高齢者医療制度被保険者の方は後期高齢者医療制度被保険者証
  - ・ 外国籍の方は住民票「住所、国籍、氏名(通称名含む)、生年月日を確認できる本人の抄本」 ※住民票はマイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で消して提示して下さい。
  - 出向者の方は出向協定書及び出向辞令
  - ・ 役員報酬等の月額が10万円未満の方又は給与の額が大阪府の地域別最低賃金(月額10万円を目安額とします)を下回る方であって、かつ代表者又は代表者と生計を一にする方は、健康保険被保険者証又は国民健康保険被保険者証、住民税課税証明書及び届出者の確定申告書類 (※法人の役員についても同様に確認します。)
    - ※住民税課税証明書及び届出者の確定申告書類については同一の期間で確認させていただく必要があります。(法人で12月決算以外の場合には各々2年分求めることになりますので、あらかじめご了承願います。)
  - 住民票と実際の居所が異なる方は、居所を確認できる公共料金の領収書等
  - 注3 他社(者)において常勤または専任を要する業務(例えば、宅地建物取引業での、代表者・政令使用人・専任の宅地建物 取引士)に従事している場合、重複しての確認は出来ませんので、ご注意願います。※ただし、同一法人(個人事業は除く) で、同一場所で勤務する場合に限り、兼務は可能です。

## ☆常勤性の確認書類一覧表☆

番号	確認書類	
4	健康保険被保険者証(申請時において有効なもの)+健康保険被保険者標準報酬決定通知書(直近年のもの)	
ı	※健康保険被保険者証が事業所名のない建設国保等の場合は、別途建設国保等の加入証明書も必要です。	
2	住民税特別徴収税額通知書(特別徴収義務者用)+住民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)(直近年のもの)	
3	国民健康保険被保険者証(届出時において有効なもの)	
4	直前の個人事業主の所得税の確定申告書 ※電子申告の場合は税務署のメール受信通知も必要です。	
4	(税務署の受付印のある第一表 (受付印のない場合は税理士等の記名捺印がある第二表も必要))	
	直前の個人事業主の所得税の確定申告書(税務署の受付印のある第一表(受付印のない場合は税理士等の記名捺印が	
5	ある第二表も必要)+事業専従者欄又は給料賃金の内訳欄に氏名・金額の記載がある書類)	
	※電子申告の場合は税務署のメール受信通知も必要です。	
6	市町村の長が発行する住民税課税証明書(直近年のもの)	
7	直前3か月分の賃金台帳等	
8	役員報酬に関する役員会議事録	
9	雇用契約書又は労働条件明示書(給与額が確認できるもの)	
10	住民税特別徴収切替申請書(市町村の受付印のある控え)	

## 4 欠格要件の場合

	変更の事由	書類の名称(提出)	確認書類(提示)
ア	■法人の役員等、支店長	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)	不要
	等及び個人事業主、支配	■変更届出書(第一面)	
	人が、欠格要件に該当し	(省令様式第 22 号の2)	
	た場合	■届出書(省令様式第22号の3)	
		※一部廃業の場合は廃業届(省令様式	
		第22号の4)も必要	

- ☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。 (詳細は P.69~P.70 をご確認ください。)
- ☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。
- ☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者 証など)を提示してください。(詳細は P.71 をご確認ください。)
- ※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、 ご了承下さい。

#### 欠格要件(「許可申請の手引き」P.28~30も併せて確認して下さい。)

許可を受けようとする者が次のアからスまでのいずれにも該当せず、かつ、許可申請書及びその添付書類中に重要な事項について虚偽の記載がなく、並びに重要な事実の記載が欠けていない場合、基準に適合しているものとして取り扱います。

- ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- イ 法第 29 条第 1 項第 5 号又は第 6 号に該当することにより一般建設業の許可又は特定建設業の許可を取り消され、その取消しの 日から5年を経過しない者
- ウ 法第29条第1項第5号又は第6号に該当するとして一般建設業の許可又は特定建設業の許可の取消処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分があった日又は処分をしないことの決定があった日までの間に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者で当該届出の日から5年を経過しない者
- エ ウに規定する期間内に法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ウの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人の役員若しくは一定の使用人であった者又は当該届出に係る個人の一定の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者
- オ 法第28条第3項又は第5項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- カ 許可を受けようとする建設業について、法第29条の4の規定により営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者
- キ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
- ク 法、又は一定の法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった 日から五年を経過しない者
- ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(スにおいて「暴力団員等」という)
- コ 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの
- サ 法人でその役員等又は一定の使用人のうちに、アから工まで又は力からケまでのいずれかに該当する者(イに該当する者についてはその者が法第29条第1項の規定により許可を取り消される以前から、ウ又は工に該当する者についてはその者が法第12条第5号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、力に該当する者についてはその者が法第29条の4の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該法人の役員又は一定の使用人であった者を除く。)のあるもの
- シ 個人で一定の使用人のうちに、アから工まで又は力からケまでのいずれかに該当する者(イに該当する者についてはその者が法第 29 条第 1 項の規定により許可を取り消される以前から、ウ又は工に該当する者についてはその者が法第 12 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出がされる以前から、力に該当する者についてはその者が法第 29 条の 4 の規定により営業を禁止される以前から、建設業者である当該個人の一定の使用人であった者を除く。) のあるもの
- ス 暴力団員等がその事業活動を支配する者

# ■「営業所(本店・支店)」の変更

_	■ 「白木川、千川 スルノ」の友文 変更の事由 書類の名称(提出) 確認書類(提示)				
		書類の名称(提出)	確認書類(提示)		
ア	■宮業所を移転した場合	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2) ■ 商業登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で、変更前後 の内容が確認できるもの。ただし、登記内容 に変更がない場合は不要です。) ■営業所の地図 (最寄り駅・バス停・学校・病院・公園・公共施設等との位置関係が分かるもの) ■営業所の写真 (建物の全景、事務所入口(看板、表札、ポスト等)、事務所内部(固定電話、事務機器、机等什器備品、建設業の許可票)が判別できるもの)  ※支店の変更の場合は下記も併せて必要 ■変更届出書(第二面) (省令様式第22号の2)	■営業所要件確認書類 (P.31 を参照)		
7	■営業所の電話番号 を変更した場合	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第 22 号の2) ※支店の変更の場合は下記も併せて必要 ■変更届出書(第二面) (省令様式第 22 号の2)	不要		
ウ	■営業所所在地の住 居表示が変更になっ た場合	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2) ■商業登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で、変更前後 の内容が確認できるもの。登記内容に変更が ない場合は不要です。) ※支店の変更の場合は下記も併せて必要 ■変更届出書(第二面) (省令様式第22号の2)	■新住居表示通知書等		

	変更の事由	書類の名称(提出)	確認書類(提示)
工	変更の事由  ■支店等の新設 (同時に、専任技術者及び建設業法施行令第3条に規定する使用人の変更の手続が必要となります。) ※専任技術者はP.13~14を、建設業法施行令第3条に規定する使用人はP.24を参照	書類の名称(提出)  ■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)  ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)  ■変更届出書(第二面) (省令様式第22号の2)  ■商業登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で変更前後の内容が確認できるもの。ただし、支店登記がない場合や登記内容に変更がない場合は不要です。)  ■営業所の地図 (最寄り駅・バス停・学校・病院・公園・公共施設等との位置関係が分かるもの)  ■営業所の写真 (建物の全景、事務所入口(看板、表札、ポスト等)、事務所内部(固定電話、事務機器、机等什器備品、建設業の許可票)が判別でき	確認書類(提示) ■営業所要件確認書類 (P.31 を参照)
オ	■支店等の廃止 (同時に、専任技術 者及び建設業法施行 令第3条に規定する 使用人の削除の手続 が必要となります。)	机等什器備品、建設業の許可票)が判別できるもの)  ②変更届の表紙(大阪府用、届出者用)  ②変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)  ③変更届出書(第二面) (省令様式第22号の2)  ③商業登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で変更前後の内容が確認できるもの。ただし、支店登記がない場合や登記内容に変更がない場合は不要です。)	不要
カ	■営業所の業種の変更 でである。 では、専任技術者の変更の手続が必要となります。)	<ul><li>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</li><li>■変更届出書(第一面)</li><li>(省令様式第22号の2)</li><li>■変更届出書(第二面)</li><li>(省令様式第22号の2)</li></ul>	不要

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。 (詳細は <u>P.69~P.70</u>をご確認ください。)

- ☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。
- ☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者 証など)を提示してください。(詳細は P.71 をご確認ください。)
- ※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、 ご了承下さい。

#### ★営業所の要件確認★

営業所(本店・支店)について新設・変更する場合、以下の事務所の使用権利関係を確認する ための書類が必要です。また、支店等を設置する場合は、これらの書類とあわせて支店長等の権 限委任を確認するための書類が必要です。

ただし、疑義が生じた場合には、変更事項がなくても、確認書類の提示を求めることがあります。

#### 事務所の使用権利関係の確認

#### ア 自己所有の場合

届出者及び法人の役員、個人事業主、個人の支配人が、事務所を設置する建物の2分の1以上 を所有している場合、次のいずれか一つの書類

- **建物の登記簿謄本**(発行日から3か月以内のもの)
- 固定資産評価証明書(発行日から3か月以内のもの)
- **固定資産税・都市計画税の納税通知書**(直近のものに限る)
- 登記済証(権利書)
- 登記識別情報通知
- **建物の売買契約書**(登記が確認できない場合等)

#### イ 賃貸等の場合

- 賃貸借契約書
- ※ 賃貸借契約書の使用目的が居住用に限定されている場合や事務所禁止となっている場合又は 届出者と借主が異なる場合等は、**貸主の使用承諾書等**で確認させていただく必要があります ので、併せてご用意ください。
- ※ 届出者が個人で、個人事業主の親族等が建物を所有している場合は、上記の<自己所有の場合>に記載している持参書類に加えて**所有者の使用承諾書等**の提示が必要です。
- ※ 届出者の関係企業等との賃貸借契約書を提示された場合、転貸禁止等になっていないかを確認するために、関係企業等が所有者と締結している賃貸借契約書も併せてご用意ください。 関係企業等が所有している場合は、その所有権を確認するために、別途、上記のく自己所有の場合>に記載している持参書類も併せてご用意ください。

上記に記載されている確認書類のほかに、必要に応じて<u>使用承諾書等</u>の提示を求める場合があります。

上記に記載されている確認書類のほかに、必要に応じて使用承諾書等の提示を求めます。

### 支店長等の権限委任の確認

法人の取締役会等又は代表取締役又は個人事業主からの建設業に係る請負契約の締結等、委任内容が確認できる「委任状」

(支店長等が法人の役員又は個人の事業専従者である場合は不要です。)

#### 注1 【共有名義等】

法人の役員などが建物を持分2分の1以上所有している場合は、使用承諾書の提示を不要とします。また、共有名義人の使用承諾書の提示も不要です。

#### 注2 【使用目的】

賃貸契約書上、使用目的が「倉庫」となっている場合、営業所の写真によって事務所としての 使用が確認できる場合は、使用承諾書の提示は不要です。

#### 営業所・商号・資本金変更の場合の記載例 届出者が法人の場合は代表者印を押印、 個人事業主の場合は個人印を押印します。 法人で登記されている住所と、実際に営 ※様式第 22 の 2 号以下、届出書内の届出者 変 更 届 出 書 業している住所が異なる場合は、それぞ 印は必ず同一印を押印して下さい。 (第一面) れの住所を二段に分けて記載します。 ※印鑑証明書を求める場合があります。 (登記上) 大阪市・・・ (事実上) 吹田市・・・ 月 平成 年 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪建設(株) 代表取締役 大阪 等に関する法律」に基づき、国税庁から指定された法人番号 を記入ください。商業登記簿謄本の会社法人等番号(12桁) 許可年月日 の前に1桁の検査用数字を加えた番号になります。 平成 2 6 年 1 0 月 1 0 日 番 変更年月日を必ず記載します。 営業所変更の場合 変更年月日 備 考 変 更 変 前 本店 高石市千代田1-1-1 大阪市住之江区南港北6-5-4 H28. 4. 1 郵便番号 592-0555 H28. 4. 1 072-123-4567 06-6941-0351 電話番号 H28. 4. 1 支店についての変更を伴う場合、省令様式 商号変更の場合 第22の2号(第二面)も併せて必要です。 商号 大阪建設 (株) 南港建設 (株) H28. 4. 1 資本金変更の場合 資本金 10,000千円 25,000千円 H28. 4. 1 変更の内容が、次の⑥【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】又は第二面の◎【営業 しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】の各欄に掲げる事項に係る場合には、該当する欄にも変更後の内容 を記入すること。 ◎【商号又は名称、代表者又は個人の氏名、主たる営業所の所在地、資本金額等の変更に関する入力事項】 商号又は名称のフリガナ コ 商号の変更がある場合はこちらも記載します。 建 設 南 港 商号又は名称 営業所の変更がある場合は変更箇所について記載します。 者又は 個人の氏名 主たる営業所の 所在地市区町村 都道府県名 大阪府 市区町村名 高石市 主たる営業所の 地 (千円) 又は出資総額 連絡先 資本金の変更がある場合はこちらも記載します。 所属等 氏名 ファックス番号

## 

## 2 「商号又は名称」の変更

	変更の事由	書類の名称(提出)	確認書類(提示)
ア	■法人の商号又は名称に変更があった場合 ■有限会社が株式会社に組織変更した場合	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2) ■商業登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で、変更前後の内容が確認できるもの。法人に限り 必要です。)	不要
1	■個人事業の屋号又は 名称に変更があった場合	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第 22 号の2)	不要

- ☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。 (詳細は P.69~P.70 をご確認ください。)
- ☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。
- ☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など)を 提示してください。(詳細は P.71 をご確認ください。)
- ※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、 ご了承下さい。

## 3「資本金」の変更

	変更の事由	書類の名称(提出)	確認書類(提示)
7	プ ■資本金額を増資又は減 資した場合 株主等*に変更が生じた 場合は、株主等の変更の 手続きが必要です。P.37 参照	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2) ■商業登記簿謄本 (発行日から3か月以内の原本で、変 更前後の内容が確認できるもの)	不要
	場合は、株主等の変更の 手続きが必要です。P.37	<ul><li>■商業登記簿謄本</li><li>(発行日から3か月以内の原本で、変</li></ul>	

#### ※株主等とは、

「法人でかつ株式会社である場合にあっては、総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主、その他の法人にあっては、出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者」をいいます。

- ☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。 (詳細は P.69~P.70 をご確認ください。)
- ☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。
- ☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など)を 提示してください。(詳細は P.71 をご確認ください。)
- ※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、 ご了承下さい。

# 4 「法人の役員等(株主等を除く)」の変更

	変更の事由	書類の名称(提出)	確認書類(提示)
ア	■役員等の就任があっ		不要
	た場合	■変更届出書(第一面)	
		(省令様式第 22 号の2)	
		■役員等の一覧表	
		(省令様式第1号 別紙1)	
		■許可申請者の調書	
		(省令様式第 12 号)	
		■a 誓約書(省令様式第6号)	
		■b 後見登記等に関する登記事項証明書	
		(発行日から3か月以内の原本)	
		■c 市町村の長の証明書	
		(発行日から3か月以内の原本)	
		ただし、外国籍の方については、市町村	
		の長の証明書に代えて、住民票(国籍、	
		氏名(通称名含む)、生年月日を確認で	
		きる本人の抄本)(発行日から3か月以	
		内の原本)を添付してください。	
		※住民票はマイナンバーの記載のないも	
		のを提出して下さい。	
		※a~cの書類は、取締役であった者が代	
		表取締役に就任する場合又はその逆の場	
		合(建設業法施行令第3条に規定する使	
		用人が身分を継続しながら新たに役員等	
		に就任する場合を含む。)は不要です。	
		■商業登記簿謄本	
		(発行日から3か月以内の原本で、就	
		任等の事実が記載されているもの)	
		※b~cおよび商業登記簿謄本は、顧問・	
		相談役、その他いかなる名称を有する者	
		かを問わず、法人に対し役員と同等以上	
		の支配力を有する者は不要です。	
1	■役員等の辞任、退任	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)	不要
	等があった場合	■変更届出書(第一面)	
		(省令様式第 22 号の2)	
	(当該役員が経営業務	■役員等の一覧表	
	の管理責任者であった	(省令様式第1号別紙1)	
	場合は、同時に、変更	■商業登記簿謄本	
	手続きが必要となりま	(発行日から3か月以内の原本で、辞	
	す。)P.6 参照	任、退任等の事実が記載されているも	
		の)	
		※商業登記簿謄本は、顧問・相談役、その	

他いかなる名称を有する者かを問わず、 法人に対し役員と同等以上の支配力を有 する者は不要です。 ■役員等の氏名を変更 ■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) 不要 した場合 ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2) (当該役員が経営業務 ■役員等の一覧表 の管理責任者であった (省令様式第1号 別紙1) 場合は、同時に、変更 ■商業登記簿謄本 手続きが必要となりま (発行日から3か月以内の原本で、氏 す。) P.6 参照 名の変更の事実が記載されているもの) ※商業登記簿謄本は、顧問・相談役、その 他いかなる名称を有する者かを問わず、法 人に対し役員と同等以上の支配力を有する 者は不要です。

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。 (詳細は P.69~P.70 をご確認ください。)

- ☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。
- ☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など)を 提示してください。(詳細は P.71 をご確認ください。)
- ※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、 ご了承下さい。



- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

# 5 「株主等」の変更(確知してから30日以内の届出)

	変更の事由	書類の名称( <mark>提出)</mark>	確認書類(提示)
ア	■新たに株主等*に該当 した場合	<ul> <li>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</li> <li>■変更届出書(第一面)</li> <li>(省令様式第 22 号の2)</li> <li>■役員等の一覧表</li> <li>(省令様式第 1 号 別紙 1 )</li> <li>■誓約書(省令様式第 6 号)</li> <li>■許可申請者の調書</li> <li>(省令様式第 12 号)</li> <li>■株主(出資者)調書</li> <li>(省令様式第 14 号)</li> </ul>	不要
7	■保有株式が 100 分の 5 未満となり、株主等* に該当なくなった場合	<ul> <li>■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)</li> <li>●変更届出書(第一面)</li> <li>(省令様式第 22 号の2)</li> <li>●役員等の一覧表</li> <li>(省令様式第1号 別紙1)</li> <li>●株主(出資者) 調書</li> <li>(省令様式第14号)</li> </ul>	不要

#### ※株主等とは、

「法人でかつ株式会社である場合にあっては、総株主の議決権の 100 分の 5 以上を有する株主、その他の法人にあっては、出資の総額の 100 分の 5 以上に相当する出資をしている者」をいいます。

- ☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。 (詳細は <u>P.69~P.70</u>をご確認ください。)
- ☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。
- ☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者証など)を 提示してください。(詳細は P.71 をご確認ください。)
- ※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、 ご了承下さい。

### 株主の変更の場合の記載例

**様式第十四号**(第四条関係)

(用紙A4)

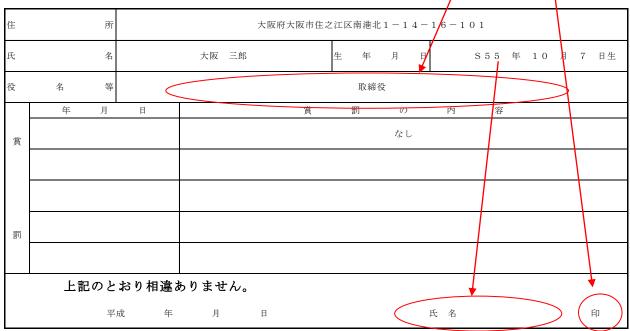
株 主 (出 資 者) 調 書

株主(出資者)名	住所	所有株数又は出資の価額
大阪 太郎	大阪府堺市南区和田1-1-1	500株
大阪 結衣	大阪府大阪市阿倍野区松崎町9-9-9	500株

### 株主等の変更の場合の記載例

様式第十二号 (第四条関係)

顧問・相談役・株主等の場合、賞罰の記載・署名・ 個人印の押印は不要です。



#### 記載要領

- 1 「 (法 人 の 役 員 等 本 人 法 定 代 理 人 法定代理人の役員等 )」 については、不要のものを消すこと。
- 2 法人である場合においては、法人の役員、顧問、相談役又は総株主の議決権の100分の5以上を有する株主若しくは出資の総額の100分の 5以上に相当する出資をしている者(個人であるものに限る。以下「株主等」という。)について記載すること。
- 3 株主等については、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 4 顧問及び相談役については、「賞罰」の欄への記載並びに署名及び押印を要しない。
- 5 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。
- 6 様式第7号別紙に記載のある者については、本様式の作成を要しない。

### 建設業許可に関する申請及び届出については相談コーナーをご利用ください

(申請書類事前チェックコーナー及び電話相談は相談業務受託業者が運営しております)

#### 【対面相談】

(申請書類事前チェックサービスコーナー)

場 所:建築振興課 申請会場内

相談日:月曜日~金曜日

(祝日・年末年始を除く)

時間:午前9時30分~午後5時

※午後5時に終了しますので 余裕を持ってご来庁ください。

#### 【電話相談】

相談専用:06-6210-9735 代表電話:06-6941-0351

(内線 3089・3090)

時間:午前9時~午後6時

※ご相談の内容によっては、来庁をお願い することがありますのでご了解ください。

# 6 「支配人・個人事業主」「支配人の氏名」の変更

	変更の事由	書類の名称(提出)	確認書類(提示)
ア	●支配人が交代した場合 (同時に、経営業務の管理責任者の変更手続きが必要となります。) P.6 参照	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2)	
7	■個人事業主、支配人の 氏名を変更した場合 (同時に、経営業務の管理責任者の変更手続きが 必要となります。) P.6 参照	■変更届出書(第一面) (省令様式第 22 号の2)	名の変更が確認できるもの)  ※住民票はマイナンバーの記載のないもの又はマイナンバーをマスキング等で消して提示して下さい。

- ☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。 (詳細は P.69~P.70 をご確認ください。)
- ☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。
- ☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者 証など)を提示してください。(詳細は P.71 をご確認ください。)
- ※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、 ご了承下さい。

# 7 廃業した場合

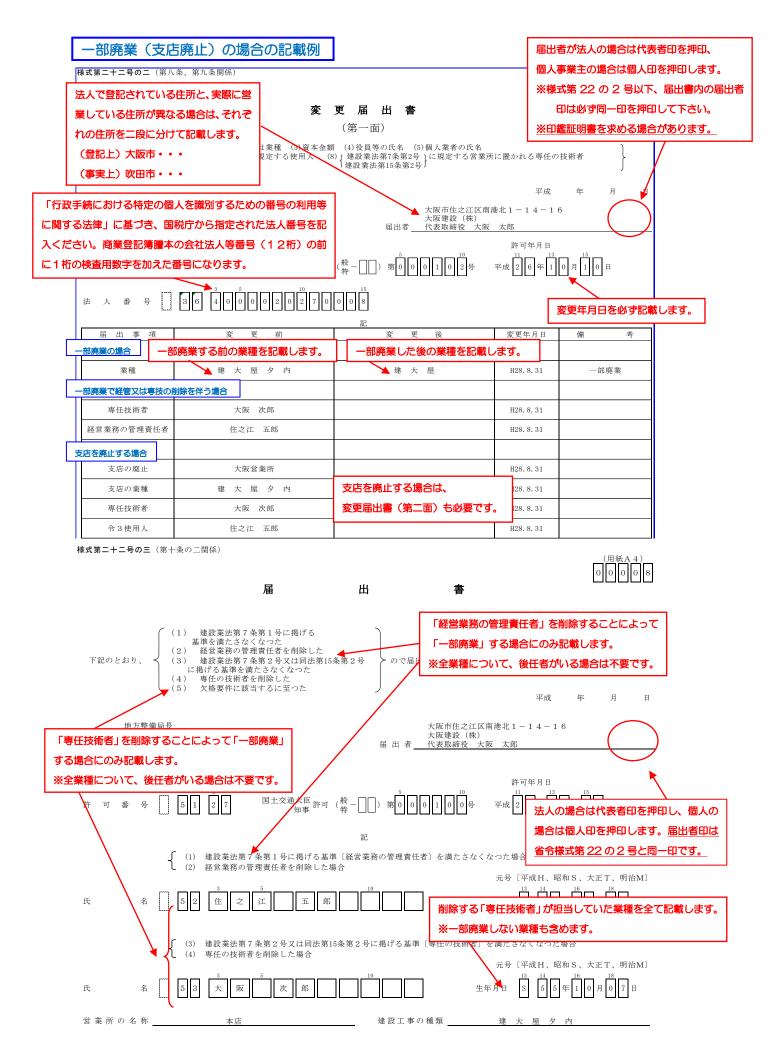
変更の事由	書類の名称(提出)	確認書類(提示)
■一部の業種を廃業した場合 (一部廃業)	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■変更届出書(第一面) (省令様式第22号の2) ■届出書(省令様式第22号の3) ■廃業届(省令様式第22号の4)  ※「経管」削除で一部廃業するとき ■役員等の一覧表 (省令様式第1号別紙1) ※「専技」削除で一部廃業するとき ■専任技術者一覧表 (省令様式第1号別紙4)	不要
■全部の業種を廃業した場合 (全部廃業)	■変更届の表紙(大阪府用、届出者用) ■廃業届(省令様式第 22 号の4)	■下記記載※

※廃業届(省令様式第22号の4)のうち、備考欄「廃業年月日」「廃業の理由」に ついて誤りがあった場合においても、再度提出が必要です。

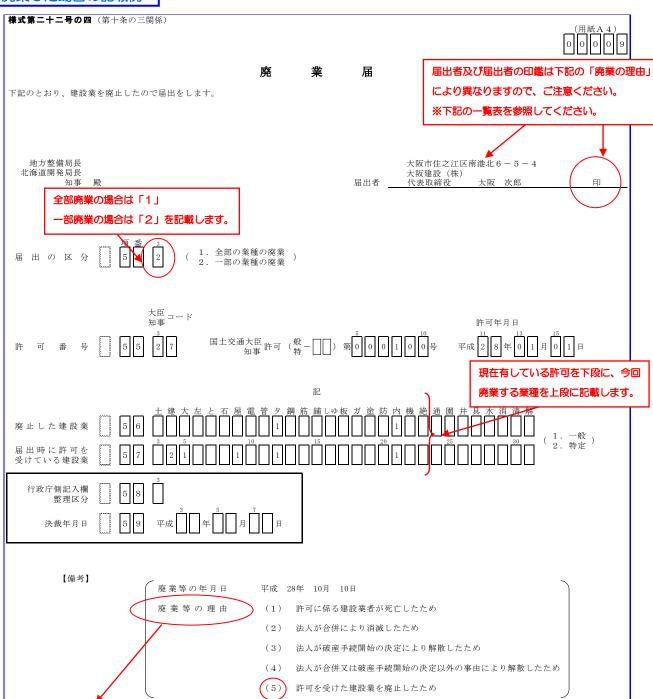
### ※届出事由、届出者及び確認書類

届出事由	届出者	確認書類	
1 個人事業主が死亡	相続人	戸籍抄本	
2 法人が合併により消滅	解散時に役員であった者	解散時の商業登記簿謄本	
3 法人が破産手続開始決定に より解散	破産管財人	破産管財人であることが確認で きる商業登記簿謄本又は裁判所 命令書、破産管財人の印鑑証明 書	
4 2及び3以外の事由による 法人の解散	清算人(代表清算人)	商業登記簿謄本	
5 建設業を廃止	個人事業主又は法人の役員	届出者本人であることを証する 書類(運転免許証、健康保険証 等)	
※確認書類については提出(写し)を求める場合があります。			

- ☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。 (詳細は <u>P.69~P.70</u> をご確認ください。)
- ☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。
- ☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者 証など)を提示してください。(詳細は P.71 をご確認ください。)
- ※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、 ご了承下さい。



### 廃業した場合の記載例



### ※届出事由、届出者及び確認書類一覧表

	届出事由	届出者	確認書類
1	個人事業主が死亡	相続人	戸籍抄本
2	法人が合併により消滅	解散時に役員であった者	解散時の商業登記簿謄本
3	法人が破産手続開始決定により解散	破産管財人	破産管財人であることが確認できる商業登記 簿謄本又は裁判所命令書、破産管財人の印鑑 証明書
4	2及び3以外の事由による法人の解散	清算人(代表清算人)	商業登記簿謄本
5	建設業を廃止	個人事業主又は法人の役員	届出者本人であることを証する書類(運転免 許証、健康保険証等)

# 第4 決算終了後4か月以内の届出

# プロ 決算等に関する届出

法人	個人	書類の名称(書類の番号等)	備考
	•	■決算変更届の表紙(大阪府用、届出者用)	
		■変更届出書(府規則様式第3号)	
•		■工事経歴書(省令様式第2号)	
	•	■直前3年の各事業年度における工事施工金額	
		(省令様式第3号)	
		■使用人数(省令様式第4号)	変更があった場合に提出してください。
		■建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	
		(省令様式第 11 号)	
	-	■定款の写し	
•	_	■貸借対照表(省令様式第 15 号)	
•	_	■損益計算書、完成工事原価報告書	
		(省令様式第 16 号)	
	1	■株主資本等変動計算書(省令様式第 17 号)	
	1	■注記表(省令様式第 17 号の2)	
	_	■附属明細書(省令様式第 17 号の3)	資本金の額が 1 億円超であるもの又は直
			前決算の貸借対照表の負債の合計額が
			200億円以上である株式会社のみ必要で
			す。
	1	■法人事業税納税証明書(原本)	大阪府税事務所で交付を受けてくださ
			UN.
	_	■事業報告書(サンプル様式)	株式会社のみ提出してください。
_	•	■貸借対照表(省令様式第 18 号)	
_		■損益計算書(省令様式第 19 号)	
_		■個人事業税の納税証明書	
	注1 個人の決算変更届については、毎年4月30日までに届け出る必要がありますが、個人事業税の納		
		税証明書は8月中旬までは大阪府内の各府税事務所では交付されないことから、これに代えて、所得	
	税の確定申告書のうち税務署の受付印※のある第一表の写しを添付してください。		の写しを添付してください。
		注2 なお、やむを得ない事情により決算変更届の提出が過	屋れ、5月以降8月末日までに提出する場合は、
		上記に準じて、所得税の確定申告書のうち税務署の受付	付印のある第一表の写しを添付してください。
		注3 9 月以降に提出する場合は、大阪府内の各府税事務	所で個人事業税の納税証明書の交付を受け添付
		してください。	
		※電子申告の場合は税務署の受信通知、第一表に税務署	の受付印がなく第二表に税理士等の記名捺印が
		ある場合は第二表も必要です。	
		■健康保険等の加入状況(省令様式第20号の3)	加入の有無に変更があった場合に変更が
		<確認書類>届出の際は確認書類を提示ください。	届出が必要です。(人数変更のみの場合は
		<ul><li>社会保険の加入確認</li></ul>	届出の必要がありません)
		許可申請時直前の保険料納付に係る「領収証書」「社	
		会保険料納入証明書」、許可申請時直近の「健康保	
		険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定	
		通知書」、加入手続き直後の「健康保険・厚生年金保」	
		険被保険者資格取得届(受付印のあるもの)	

• 雇用保険の加入確認

許可申請時直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」「領収済通知書」「雇用保険被保険者資格取得等通知書」「雇用保険適用事業所設置届事業主控え」

- ☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。 (詳細は P.69~P.70 をご確認ください。)
- ☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。
- ☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者 証など)を提示してください。(詳細は P.71 をご確認ください。)
- ※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、 ご了承下さい。

# 2 国家資格者等の変更の届出

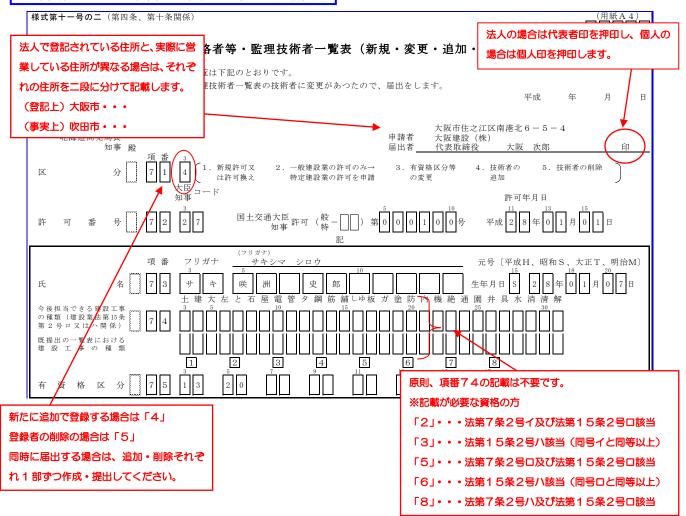
法人	個人	書 類 の 名 称 (書類の番号等)	備考
		■変更届の表紙(大阪府用、届出者用)	
		■国家資格者等・監理技術者一覧表	
		(省令様式第11号の2)	
		国家資格等を証する以下の書面を添付して	こください。
	•	■国家資格等の資格を証する書面又は監理技術者資	
		格証者の写し	
	•	■実務経験証明書(省令様式第9号)	国家資格等で実務経験が必要な場合
	■指導監督的実務経験証明書(省令様式第10号) に限る。		に限る。
		■実務経験証明書(様式第9号)および指導監督的実務経験証明書に記載された内容につ	
		いての確認書類は P.21 を準用します。	

☆代理人が届け出る場合は、「委任状」(府規則様式第2号)を添付してください。

(詳細は P.69~P.70 をご確認ください。)

- ☆変更届等が複数にわたる場合は、各々の変更届等に委任状を添付してください。
- ☆届出の際は、書類等を提出される方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、行政書士証票、補助者 証など)を提示してください。(詳細は P.71 をご確認ください。)
- ※代理人の委任状の提出及び本人確認書類の提示ができない場合は、審査・受付ができませんので、 ご了承下さい。

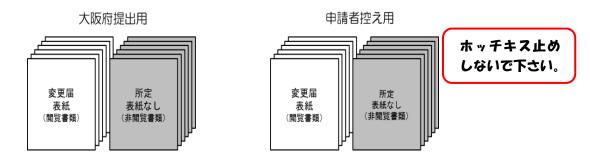
### 国家資格者・監理技術者の変更の場合の記載例



### 第5 届出の綴り方

届出書類は、下記のとおり2冊に綴じて届出をして下さい。

(大阪府提出用・届出者控え用それぞれに2冊綴じですので、計4冊となります。)



必要な届出書類については、P.6 以降をご覧下さい。また、届出書類と別に各種確認書類が必要です。 なお、変更届における閲覧に供しない書類には、<u>所定の表紙はございません。</u>

※ただし、届出が国家資格者・監理技術者等に係る者のみ、もしくは全部の業種を廃業する場合は、閲覧 に供する書類の表紙(変更届表紙)を使用してください。

### ☆変更届の提出について

- 〇提出用(閲覧書類と非閲覧書類に分けたもの)と控え用(閲覧書類と非閲覧書類に分けたもの)をご 用意下さい。
- 〇非閲覧書類に表紙は必要ありません。
- ○郵送での届出の場合は、返信用の副本又はハガキのどちらかを必ず同封して下さい。 ※郵送については P.2 を参照して下さい。

本取扱いは平成27年4月1日に改正された建設業法により、閲覧に供する書類のうち、個人情報が含まれる書類について、その対象から除外することとなったことによるものです。

### ■ 表紙1(閲覧に供する書類)に綴じる書類

表紙1(	(閲覧書類用)	
順番	様式番号	様式の名称
1	第22号の2	変更届出書(第1面)
2	第22号の2	変更届出書(第2面)
3	別紙 1	役員等の一覧表
4	別紙4	専任技術者一覧表
5	第6号	誓約書
6	第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表

# ■ 閲覧に供しない書類(所定の表紙なし)

※届出が国家資格者・監理技術者等に係る者のみの場合は、閲覧に供する書類の表紙を使用してください。

表紙は不要	表紙は不要です。			
順番	様式番号	様式の名称		
1	第7号	経営業務の管理責任者証明書		
2	7号別紙	経営業務の管理責任者の略歴書		
3	第8号	<b>専任技術者証明書</b>		
4		国家資格を証する書面または監理技術者証の写し		
4		卒業証明書の原本または卒業証書の写し		
5	第9号	実務経験証明書		
6	第10号	指導監督的実務経験証明書		
7	第11号の2	国家資格等•監理技術者一覧表		
8		国家資格を証する書面または監理技術者証の写し (国監について)		
0		卒業証明書の原本または卒業証書の写し (国監について)		
9	第9号	実務経験証明書(国監について)		
10	第10号	指導監督的実務経験証明書(国監について)		
11	第1 2号	許可申請者の住所、生年月日等に関する調書		
12	第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に 関する調書		
13		後見登記等に関する登記事項証明書		
14		市町村の長の発行する証明書		
14		住民票(外国籍の方のみ)		
15	第1 4号	株主(出資者)調書		
16		商業登記簿謄本(法人・支配人)		
17	第22号の3	届出書		
18	第22号の4	廃業届		
19	府規則1号	営業所の地図		
20	府規則1号	営業所の写真		
21	府規則2号	委任状		

### ■ 届出書等を提出される方の本人確認

各受付窓口において申請・届出の提出や通知書等を受領する際、その方の本人確認をさせていただきます。

各受付窓口にてその都度、次の書類(現在有効な原本)をご提示ください。

### 本人確認に必要な書類(いずれかの現在有効な原本を提示してください)

- ア ≪行政書士及び行政書士の補助者以外の方≫
  - (1) 運転免許証
  - (2) (国民)健康保険証(被保険者証)
  - (3) 外国人登録証明書(在留カード・特別永住者証明書)
  - (4) 住民基本台帳カード
  - (5) マイナンバーカード
  - (6) 後期高齢者医療被保険者証
  - (7) パスポート(旅券)
  - (8) 船員保険証
  - (9) 身体障害者手帳
  - (10) 官公庁又は公的機関や団体が発行している資格証 他なお、届出者の役員・従業員にあっては
  - (10) 届出者の発行する名刺以外の身分証明書でも可とします。
- イ 《行政書士の方》・・・(11)行政書士証票
- ウ 《行政書士の補助者の方》・・・(12)行政書士補助者証
- ※届出者以外の方が届出書等を提出される場合は、届出書等を提出される方の本人確認とあわせて、 届出者からの委任状が必要となります。
- ※大阪府建設業法施行細則により、委任状の様式を定めました。(平成 23 年 10 月 1 日施行) 委任状の様式と記載例は P.69~P.70 をご覧ください。また別冊「建設業許可申請の手引き」に FAQ を掲載しています。

### 建設業許可に関する申請及び届出については相談コーナーをご利用ください

(申請書類事前チェックコーナー及び電話相談は相談業務受託業者が運営しております)

#### 【対面相談】

(申請書類事前チェックサービスコーナー)

場 所:建築振興課 申請会場内

相談日:月曜日~金曜日

(祝日・年末年始を除く)

時間:午前9時30分~午後5時

※午後5時に終了しますので 余裕を持ってご来庁ください。

#### 【電話相談】

相談専用: 06-6210-9735 代表電話: 06-6941-0351

(内線 3089・3090)

時間:午前9時~午後6時

※ご相談の内容によっては、来庁をお願い することがありますのでご了解ください。

# 第6 参考資料

# 1 専任技術者資格要件一覧表

	第1欄	第2欄	第3欄
土	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は	1 法による技術検定のうち検定	財団法人全国建
木	1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を	種目を1級の建設機械施工又は1	設研修センター
エ	「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者	級の土木施工管理とするものに合	及び社団法人日
事	2 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による第二次試	格した者	本建設機械化協
業	験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目を「農	2 技術士法による第二次試験の	会の行った平成
	業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森	うち技術部門を建設部門、農業部門	元年度又は平成
	林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水	(選択科目を「農業土木」とするも	2年度の土木技
	産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選	のに限る。)、森林部門(選択科目	術者特別認定講
	択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」	を「森林土木」とするものに限る。)	習
	又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格	水産部門(選択科目を「水産土木」	
	した者	とするものに限る。)又は総合技術	
		監理部門(選択科目を建設部門に係	
		るもの、「農業土木」、「森林土木」	
		又は「水産土木」とするものに限	
		る。)とするものに合格した者	
建	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管	1 法による技術検定のうち検定	財団法人建設業
築	理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに	種目を1級の建築施工管理とする	振興基金の行っ
エ	限る。)とするものに合格した者	ものに合格した者	た平成元年度又
事	2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受	2 建築士法による1級建築士の	は平成2年度の
業	けた者	免許を受けた者	建築技術者特別
			認定講習
大	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管	1 法による技術検定のうち検定	
エ	理又は2級の建築施工管理(種別を「躯体」又は「仕上げ」	種目を1級の建築施工管理とする	
エ	とするものに限る。)とするものに合格した者	ものに合格した者	
事	2 建築士法による1級建築士、2級建築士又は木造建築士	2 建築士法による1級建築士の	
業	の免許を受けた者	免許を受けた者	
	3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を		
	1級の建築大工若しくは型枠施工とするものに合格した		
	者又は検定職種を2級の建築大工若しくは型枠施工とす		
	るものに合格した後大工工事に関し3年以上実務の経験		
	を有する者		
	4 平成 16 年4月1日時点で職業能力開発促進法又は同		
	法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法(昭和 33		
	年法律第 133号)第 25条第1項の規定による技能検定		
	(以下「旧技能検定」という。) のうち検定職種を 1 級の建		
	築大工又は型枠施工とするものに合格していた者		
	5 平成 16 年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を2級の建築大工又は型枠施工とするものに合格してい		
	た者であってその後大工工事に関し1年以上の実務の経		
	験を有するもの		

	6 建築工事業及び大工工事業に係る建設工事に関し 12	
	年以上実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建	
	設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者	
	7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し 12 年以上	
	実務の経験を有する者のうち、大工工事業に係る建設工事に関し8	
	年を超える実務の経験を有する者	
左	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管	法による技術検定のうち検定種目
官	理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするもの	を1級の建築施工管理とするもの
エ	に限る。)とするものに合格した者	に合格した者
事	2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を	
業	1級の左官とするものに合格した者又は検定職種を2級	
	の左官とするものに合格した後左官工事に関し3年以上	
	実務の経験を有する者	
	3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種	
	を1級の左官とするものに合格していた者	
	4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種	
	を2級の左官とするものに合格していた者であってその	
	後左官工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの	
ے	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級	1 法による技術検定のうち検定
び	の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土	種目を1級の建設機械施工、1級の
•	   木」又は「薬液注入」とするものに限る。)又は1級の建	   土木施工管理又は1級の建築施工
土	築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「躯体」	管理とするものに合格した者
エ	とするものに限る。)とするものに合格した者	2 技術士法による第二次試験の
$\neg$	   2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、	うち技術部門を建設部門、農業部門
ン	農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、	(選択科目を「農業土木」とするも
ク	森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、	のに限る。)、森林部門(選択科目
IJ	水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)	を「森林土木」とするものに限る。)、
_	又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、	水産部門(選択科目を「水産土木」
+	   「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに	とするものに限る。)又は総合技術
エ	限る。)とするものに合格した者	監理部門(選択科目を建設部門に係
事	3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を	るもの、「農業土木」、「森林土木」
業	1級のとび、型枠施工、コンクリート圧送施工若しくはウ	又は「水産土木」とするものに限
	ェルポイント施工とするものに合格した者又は検定職種	る。)とするものに合格した者
	を2級のとびとするものに合格した後とび工事に関し3	
	年以上実務の経験を有する者、検定職種を2級の型枠施工	
	若しくはコンクリート圧送施工とするものに合格した後	
	コンクリート工事に関し3年以上実務の経験を有する者	
	   若しくは検定職種を2級のウェルポイント施工とするも	
	のに合格した後土工工事に関し3年以上実務の経験を有	
	する者	
	   4 平成 16 年 4 月 1 日の時点で旧技能検定のうち検定職種	
	を1級のとび・とびエ、型枠施工、コンクリート圧送施工	
	又はウェルポイント施工とするものに合格していた者	
	5 一般社団法人日本基礎建設協会及び一般社団法人コン	
L	1	

クリートパイル建設技術協会の行う平成27年度の基礎施 工士検定試験に合格した者 6 平成 16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職種 を2級のとび若しくはとび工とするものに合格していた 者であってその後とび工事に関し1年以上実務の経験を 有するもの、検定職種を2級の型枠施工若しくはコンクリ ート圧送施工するものに合格していた者であってその後 コンクリート工事に関し1年以上の実務の経験を有する もの又は検定職種を2級のウェルポイント施工とするも のに合格していた者であってその後土工工事に関し1年 以上の実務の経験を有するもの 7 地すべり防止工事に必要な知識及び技術を確認するた めの試験であって建設業法施行規則(昭和24年建設省令 第 14 号。以下「規則」という。)第7条の4から第7条 の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたもの (以下「登録地すべり防止工事試験」という。) に合格し た後土工工事に関し1年以上実務の経験を有する者 8 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり 対策技術協会の行う平成 17年度までの地すべり防止工事 士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士とし て登録した後土工工事に関し1年以上実務の経験を有す る者 9 基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための 試験であって規則第7条の4から第7条の6までの規定 のより国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者 10 土木工事業及びとび・土工工事業に係る建設工事に関 し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工 事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有 する者 11 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関 し 12 年以上実務の経験を有する者のうち、とび・土工工 事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有 する者 1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管 石 法による技術検定のうち検定種目 I 理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするも を1級の土木施工管理又は1級の 事 のに限る。) 又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築 建築施工管理とするものに合格し 業 施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)とする た者 ものに合格した者 2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1級のブロック建築若しくは石材施工とするものに合格 した者若しくは検定職種をコンクリート積みブロック施 工とするものに合格した者又は検定職種を2級のブロッ ク建築若しくは石材施工とするものに合格した後石工事 に関し3年以上実務の経験を有する者 平成 16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職

	種を1級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石		
	積み又は石工とするものに合格していた者		
	4 平成 16 年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職		
	種を2級のブロック建築、ブロック建築工、石材施工、石		
	種とと減りプロップ産業、プロップ産業工、ロ物に工、ロ 積み又は石工とするものに合格していた者であってその後		
	石工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの		
	5 平成 23 年 11 月 2 日の時点で職業能力開発促進法に		
	よる検定職種をコンクリート積みブロック施工とするも		
	のに合格していた者	1	
屋	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管	1 法による技術検定のうち検定	
根	理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするもの	種目を1級の建築施工管理とす	
I	に限る。)とするものに合格した者	るものに合格した者	
事	2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受	2 建築士法による1級建築士の	
業	けた者 	免許を受けた者 	
	3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を		
	1 級の建築板金、若しくはかわらぶきとするものに合格し		
	た者又は検定職種を2級の建築板金、若しくはかわらぶき		
	とするものに合格した後屋根工事に関し3年以上実務の		
	経験を有する者		
	4 平成 16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職		
	種を1級の板金(選択科目を「建築板金作業」とするもの		
	に限る。)、建築板金、板金工(選択科目を「建築板金作業」		
	とするものに限る。)、かわらぶき又はスレート施工とする		
	ものに合格していた者		
	5 平成 16年4月1日の時点で旧技能検定のうち検定職		
	種を2級の板金(選択科目を「建築板金作業」とするもの		
	に限る。)、建築板金、板金工(選択科目を「建築板金作業」		
	とするものに限る。)、かわらぶき又はスレート施工とする		
	ものに合格していた者であってその後屋根工事に関し1		
	年以上の実務の経験を有するもの		
	6 平成 21年 10月 15日の時点で職業能力開発促進法		
	による技能検定のうち検定職種を1級のスレート施工と		
	するものに合格していた者		
	7 平成 21年 10月 15日の時点で職業能力開発促進法		
	による技能検定のうち検定職種を2級のスレート施工と		
	するものに合格していた者であってその後屋根工事に関		
	し3年以上の実務の経験を有するもの		
	8 建築工事業及び屋根工事業に係る建設工事に関し 12		
	年以上実務の経験を有する者のうち、屋根工事業に係る建		
	設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者		
電	1 法による技術検定のうち検定種目を電気工事施工管理	1 法による技術検定のうち検定	財団法人建設業
気	とするものに合格した者	種目を1級の電気工事施工管理と	振興基金の行っ
エ	2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子	するものに合格した者	た平成7年度又
事	部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電	2 技術士法による第二次試験の	は平成8年度の
		<u> </u>	<u> </u>

#### 業 子部門又は建設部門に係るものとするものに限る。)とす うち技術部門を電気電子部門、建設 雷気丁事技術者 るものに合格した者 部門又は総合技術監理部門(選択科 特別認定講習 3 電気工事士法(昭和 35年法律第 139号)による第1 日を雷気電子部門又は建設部門に 種電気工事士免状の交付を受けた者又は第2種電気工事 係るものとするものに限る。) とす 士免状の交付を受けた後電気工事に関し3年以上実務の るものに合格した者 経験を有する者 4 電気事業法(昭和 39年法律第 170号)による第1種 電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3 種電気主任技術者免状の交付を受けた者(同法附則第7項 の規定によりこれらの免状の交付を受けている者とみな された者を含む。)であって、その免状の交付を受けた後電 気丁事に関し5年以上実務の経験を有する者 5 建築士法第 20 条第4項に規定する建築設備に関する 知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する こととなった後電気工事に関し1年以上実務の経験を有 する者 6 建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制 御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を 行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験で あって規則第7条の 4から第7条の6までの規定により 国土交通大臣の登録を受けたもの(以下「登録計装試験」 という。) に合格した後電気工事に関し1年以上実務の経 験を有する者 7 社団法人日本計装工業会の行う平成 17 年度までの1 級の計装土技術審査に合格した後電気工事に関し1年以 上実務の経験を有する者 管 1 法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理と 1 法による技術検定のうち検定 財団法人全国建 $\perp$ するものに合格した者 種目を1級の管工事施工管理とす 設研修センター 事 2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門 るものに合格した者 の行った平成元 業 (選択科目を「熱工学」▽は「流体工学」とするものに限 2 技術士法による第一次試験の 年度 マは 平成 2 る。)、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部 うち技術部門を機械部門(選択科目 年度の管工事技 門(選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は上下水道部門 を「流体工学」又は「熱工学」とす 術者特別認定講 若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限る。)と るものに限る。)、上下水道部門、 するものに合格した者 衛生工学部門又は総合技術監理部 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門 門(選択科目を「流体機械」、「暖冷 (選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令(平 房及び冷凍機械」又は水道部門若し 成 15年文部科学省令第 36号)による改正前の技術士 くは衛生工学部門に係るものとす 法施行規則(昭和 59年総理府令第5号。以下「旧技術士 るものに限る。)とするものに合格 法施行規則」という。) による「流体機械」又は「暖冷房 した者 及び冷凍機械」とするものに限る。)、又は総合技術監理部 3 技術士法による第二次試験の 門(選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又 うち技術部門を機械部門(選択科目 は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限る。)とするも を旧技術士法施行規則による「流体 のに合格した者 機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」 4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を とするものに限る。)、又は総合技術 建築板金(選択科目を「ダクト板金作業」とするものに限 監理部門(選択科目を旧技術士法施

る。以	下この欄において同じ。)、1級の冷凍空気調和機器	行規則による「流体機械」又は「暖	
施工若	しくは配管(選択科目を「建築配管作業」とするも	冷房及び冷凍機械」とするものに限	
のに限	る。以下同じ。)とするものに合格した者又は検定	る。)とするものに合格した者	
職種を	2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配		
管とす	るものに合格した後管工事に関し3年以上実務の		
経験を	有する者		
5 平成	16 年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
を1級	の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管(検定職		
種を職	業訓練法施行令の一部を改正する政令(昭和 48年		
政令第	98号。以下「昭和 48年改正政令」という。)に		
よる改	正後の配管とするものにあっては、選択科目を「建		
築配管	作業」とするものに限る。以下同じ。)、空気調和設		
備配管	、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格		
してい	た者		
6 平成	16 年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
を2級	の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調		
和設備	配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに		
合格し	ていた者であってその後配管工事に関し1年以上		
実務の	経験を有するもの7 建築士法第 20条第4項に		
規定す	る建築設備に関する知識及び技能につき国土交通		
大臣が	定める資格を有することとなった後管工事に関し		
1 年以	上実務の経験を有する者		
8 水道	法(昭和 32年法律第 177号)による給水装置工		
事主任	技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1 年以		
上実務	の経験を有する者		
9 登録	計装試験に合格した後管工事に関し1年以上実務		
の経験	を有する者		
10 社団	団法人日本計装工業会の行う平成 17年度までの1		
級の計	装士技術審査に合格した後管工事に関し1年以上		
実務の	経験を有する者		
夕 1 法に	よる技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管	1 法による技術検定のうち検定	
イ 理又は	2級の建築施工管理(種別を「躯体」又は「仕上げ」	種目を1級の建築施工管理とする	
ル とする	ものに限る。)とするものに合格した者	ものに合格した者	
• 2 建築	士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受	2 建築士法による1級建築士の	
れけた者		免許を受けた者	
ん 3 職業	能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を		
が 1級の	タイル張り、築炉若しくはブロック建築とするもの		
• に合格	した者若しくは検定職種をれんが積み若しくはコ		
ブ ンクリ	ート積みブロック施工とするものに合格した者又		
□ は検定	職種を2級のタイル張り、築炉若しくはブロック建		
ツ 築とす	るものに合格した後タイル・れんが・ブロック工事		
1 - 1	3年以上実務の経験を有する者		
ク に関し			
_	成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
工 4 平原	成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、プロ		

	種をれんが積み若しくはコンクリート積みブロック施工		
	とするものに合格していた者		
	   5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を2級のタイル張り、タイル張り工、築炉、築炉工、プロ		
	   ック建築又はブロック建築工とするものに合格していた		
	者であってその後タイル・れんが・ブロック工事に関し1		
	年以上実務の経験を有するもの		
	   6 平成 24年 3月 31日時点で職業能力開発促進法によ		
	│ │ る技能検定のうち検定職種をれんが積み又はコンクリー		
	ト積みブロック施工とするものに合格していた者		
鈿鈿	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管	1 法による技術検定のうち検定	財団法人全国建
構	   理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするも	種目を1級の土木施工管理又は1	設研修センター
造	のに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築	級の建築施工管理とするものに合	及び社団法人日
物	   施工管理(種別を「躯体」とするものに限る。)とするも	格した者	本建設機械化協
エ	のに合格した者	2 建築士法による1級建築士の	会の行った平成
事	2 建築士法による1級建築士の免許を受けた者	免許を受けた者	元年度若しくは
業	3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門	3 技術士法による第二次試験の	平成2年度の土
	(選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限	うち技術部門を建設部門(選択科目	木技術者特別認
	る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「鋼構造及びコ	を「鋼構造及びコンクリート」とす	定講習又は財団
	ンクリート」とするものに限る。)とするものに合格した	るものに限る。)又は総合技術監理	法人建設業振興
	者	部門(選択科目を「鋼構造及びコン	基金の行った平
	4 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を	クリート」とするものに限る。)と	成元年度若しく
	1級の鉄工(選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作	するものに合格した者	は平成2年度の
	業」とするものに限る。以下同じ。)とするものに合格し		建築技術者特別
	た者又は検定職種を2級の鉄工とするものに合格した後		認定講習
	鋼構造物工事に関し3年以上実務の経験を有する者		
	5 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を1級の鉄工(検定職種を昭和 48年改正政令による改正後		
	の鉄工とするものにあっては、選択科目を「製罐作業」又は		
	「構造物鉄工作業」とするものに限る。以下同じ。)又は製		
	罐とするものに合格していた者		
	6 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を2級の鉄工又は製罐とするものに合格していた者であ		
	ってその後鋼構造物工事に関し1年以上実務の経験を有		
	するもの		
鉄	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管	法による技術検定のうち検定種目	
筋	理若しくは2級の建築施工管理(種別を「躯体」とするも	を1級の建築施工管理をするもの	
エ	のに限る。)とするものに合格した者	に合格した者	
事	2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を		
業	鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋施工図作成		
	作業」とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであ		
	って選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した		
	後鉄筋工事に関し3年以上実務の経験を有する者(検定職		
	種を1級の鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋		

	施工図作成作業」とするもの及び検定職種を1級の鉄筋施		
	エとするものであって選択科目を「鉄筋組立作業」とする		
	ものに合格した者については、実務の経験は要しない。)		
	3 平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を1級の鉄筋組立てとするものに合格していた者		
	4 平成 16 年 4 月 1 日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を鉄筋施工とし、かつ、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」		
	とするもの及び検定職種を鉄筋施工とするものであって		
	選択科目を「鉄筋組立て作業」とするものに合格した後鉄		
	筋工事に関し1年以上実務の経験を有する者又は検定職		
	種を2級の鉄筋組立てとするものに合格していた者であ		
	ってその後鉄筋工事に関し1年以上実務の経験を有する		
	もの(検定職種を1級の鉄筋施工とするものであって選択		
	科目を「鉄筋施工図作成作業」とするもの及び検定職種を		
	1級の鉄筋施工とするものであって選択科目を「鉄筋組立		
	作業」とするものに合格した者については、実務の経験は		
	要しない。)		
舗	1 法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工又は	┃ ┃ 1 法による技術検定のうち検定	財団法人全国建
装	1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を	┃ ┃種目を1級の建設機械施工又は1	設研修センター
エ	「土木」とするものに限る。)とするものに合格した者	級の土木施工管理とするものに合	及び社団法人日
事	2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門	   格した者	本建設機械化協
業	又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものと	┃ ┃2 技術士法による第二次試験の	会の行った平成
	するものに限る。)とするものに合格した者	うち技術部門を建設部門又は総合	元年度又は平成
		   技術監理部門(選択科目を建設部門	2年度の土木技
		に係るものとするものに限る。) と	術者特別認定講
		するものに合格した者	뀥
しゅん	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管	1 法による技術検定のうち検定	
せ	理又は2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに	種目を1級の土木施工管理とする	
つ	限る。)とするものに合格した者	ものに合格した者	
エ	2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、	2 技術士法による第二次試験の	
事	水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)	うち技術部門を建設部門、水産部門	
業	又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの又	(選択科目を「水産土木」とするも	
	は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格し	のに限る。)又は総合技術監理部門	
	た者	(選択科目を建設部門に係るもの	
	3 土木工事業及びしゅんせつ工事業に係る建設工事に関	又は「水産土木」とするものに限	
	し 12年以上実務の経験を有する者のうち、しゅんせつエ	る。) とするものに合格した者	
	事業に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有		
	する者		
[		<u> </u>	

板	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管	法による技術検定のうち検定種目	
金	理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするもの	を1級の建築施工管理とするもの	
$\perp$	に限る。)とするものに合格した者	に合格した者	
事	2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を		
業	1級の工場板金若しくは建築板金とするものに合格した		
*	者又は検定職種を2級の工場板金若しくは建築板金とす		
	るものに合格した後板金工事に関し3年以上実務の経験		
	を有する者		
	3 平成 16 年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を1級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金		
	工とするものに合格していた者		
	4 平成 16 年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を2級の板金、工場板金、建築板金、打出し板金又は板金		
	工とするものに合格していた者であってその後板金工事		
	に関し1年以上実務の経験を有するもの		
ガ	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管	法による技術検定のうち検定種目	
ラ	理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするもの	を1級の建築施工管理とするもの	
ス	に限る。)とするものに合格した者	に合格した者	
エ	2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を		
事	1級のガラス施工とするものに合格した者又は検定職種		
業	を2級のガラス施工とするものに合格した後ガラス工事		
	に関し3年以上実務の経験を有する者		
	3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を 1 級のガラス施工とするものに合格していた者		
	4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を2級のガラス施工とするものに合格していた者であっ		
	てその後ガラス工事に関し1年以上実務の経験を有する		
	もの		
	5 建築工事業及びガラス工事業に係る建設工事に関し 12 年以上		
	実務の経験を有する者のうち、ガラス工事業に係る建設工事に関し		
	8年を超える実務の経験を有する者		
	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管	法による技術検定のうち検定種目	
装	理若しくは2級の土木施工管理(種別を「鋼構造物塗装」	を1級の土木施工管理又は1級の	
エ	とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2	建築施工管理とするものに合格し	
事	   級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするものに限る。)	た者	
業	とするものに合格した者		
	2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を		
	1級の塗装とするものに合格した者若しくは検定職種を		
	路面標示施工とするものに合格した者又は検定職種を2		
	級の塗装とするものに合格した後塗装工事に関し3年以		
	上実務の経験を有する者		
	3 平成 16 年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を1級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗		
	装工、金属塗装、金属塗装工若しくは噴霧塗装とするもの		

	又は検定職種を路面標示施工とするものに合格していた		
	者		
	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日		
	を2級の塗装、木工塗装、木工塗装工、建築塗装、建築塗		
	装工、金属塗装、金属塗装工又は噴霧塗装とするものに合		
	格していた者であってその後塗装工事に関し1年以上実		
	務の経験を有するもの		
防	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管	法による技術検定のうち検定種目	
水	理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするもの	を1級の建築施工管理とするもの	
工	に限る。)とするものに合格した者	に合格した者	
事	2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を		
業	1級の防水施工とするものに合格した者又は検定職種を		
	2級の防水施工とするものに合格した後防水工事に関し		
	3年以上実務の経験を有する者		
	3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を1級の防水施工とするものに合格していた者		
	4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を2級の防水施工とするものに合格していた者であって		
	その後防水工事に関し1年以上実務の経験を有するもの		
	5 建築工事業及び防水工事業に係る建設工事に関し 12		
	年以上実務の経験を有する者のうち、防水工事業に係る建		
	設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者		
内	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管	1 法による技術検定のうち検定	
装	理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするもの	種目を1級の建築施工管理とする	
仕	に限る。)とするものに合格した者	ものに合格した者	
上	2 建築士法による1級建築士又は2級建築士の免許を受	2 建築士法による1級建築士の	
エ	けた者	免許を受けた者	
事	3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を		
業	1級の畳製作、内装仕上げ施工若しくは表装とするものに		
	合格した者又は検定職種を2級の畳製作、内装仕上げ施工		
	若しくは表装とするものに合格した後内装仕上工事に関		
	し3年以上実務の経験を有する者		
	4 平成 16 年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を1級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、		
	天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工と		
	するものに合格していた者		
	5 平成 16 年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を2級の畳製作、畳工、内装仕上げ施工、カーテン施工、		
	天井仕上げ施工、床仕上げ施工、表装、表具又は表具工と		
	するものに合格していた者であってその後内装仕上工事		
	に関し1年以上実務の経験を有するもの		
	   6 建築工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し		
	12年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業に		
	係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する者		

	7 大工工事業及び内装仕上工事業に係る建設工事に関し		
	12 年以上実務の経験を有する者のうち、内装仕上工事業		
	に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する		
	されているとはエザに向いる子とにんる大切の性気とらする		
	в		
機械	技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門又は	技術士法による第二次試験のうち	
器具	総合技術監理部門(選択科目を機械部門に係るものとする	技術部門を機械部門又は総合技術	
設置	ものに限る。)とするものに合格した者	監理部門(選択科目を機械部門に係	
工事		るものとするものに限る。) とする	
業		ものに合格した者	
熱	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管	法による技術検定のうち検定種目	
絶	理又は2級の建築施工管理(種別を「仕上げ」とするもの	を1級の建築施工管理とするもの	
縁	に限る。)とするものに合格した者	に合格した者	
エ	2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を		
事	1級の熱絶縁施工とするものに合格した者又は検定職種		
業	を2級の熱絶縁施工とするものに合格した後熱絶縁工事		
	に関し3年以上実務の経験を有する者		
	3 平成 16 年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を 1 級の熱絶縁施工とするものに合格していた者		
	4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を		
	2級の熱絶縁施工とするものに合格していた者であって		
	その後熱絶縁工事に関し1年以上実務の経験を有する者		
	5 建築工事業及び熱絶縁工事業に係る建設工事に関し 12 年以上		
	実務の経験を有する者のうち、熱絶縁工事業に係る建設工事に関し		
	8年を超える実務の経験を有する者		
電気	1 法による技術検定のうち検定種目を電気通信工事施工	1 法による技術検定のうち検定	
通信	管理とするものに合格した者	種目を1級の電気通信工事施工管	
工事	2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を電気電子部門又は	理とするものに合格した者	
業	総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門に係るものとするもの	2 技術士法による第二次試験の	
	に限る。)とするものに合格した者	うち技術部門を電気電子部門又は	
	3 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による電気	総合技術監理部門(選択科目を電気	
	通信主任技術者資格者証の交付を受けた者であって、その	電子部門に係るものとするものに	
	資格者証の交付を受けた後電気通信工事に関し5年以上	限る。)とするものに合格した者	
	実務の経験を有する者		
造	1 法による技術検定のうち検定種目を造園施工管理とす	1 法による技術検定のうち検定	財団法人全国建
園	るものに合格した者	種目を1級の造園施工管理とする	設研修センター
エ	2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門、	ものに合格した者	の行った平成7
事	森林部門(選択科目を「林業」又は「森林土木」とするも	2 技術士法による第二次試験の	年度又は平成8
業	のに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門	うち技術部門を建設部門、森林部門	年度の造園技術
	に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。)	(選択科目を「林業」又は「森林土	者特別認定講習
	とするものに合格した者	木」とするものに限る。)又は総合	
	3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を	技術監理部門(選択科目を建設部門	
	1級の造園とするものに合格した者又は検定職種を2級	に係るもの、「林業」又は「森林土	
	の造園とするものに合格した後造園工事に関し3年以上	木」とするものに限る。)とするも	
	実務の経験を有する者	のに合格した者	
_	のに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るもの、「林業」又は「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者  3 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を 1級の造園とするものに合格した者又は検定職種を2級の造園とするものに合格した後造園工事に関し3年以上	うち技術部門を建設部門、森林部門 (選択科目を「林業」又は「森林土 木」とするものに限る。) 又は総合 技術監理部門(選択科目を建設部門 に係るもの、「林業」又は「森林土 木」とするものに限る。) とするも	年度の造園技術

	4 平成 16 年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を 1 級の造園とするものに合格していた者		
	5 平成 16 年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を2級の造園とするものに合格していた者であってその後		
	造園工事に関し1年以上実務の経験を有するもの		
さ	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道部	技術士法による第二次試験のうち	
<	門(選択科目を「上水道及び工業用水道」とするものに限	技術部門を上下水道部門(選択科目	
井	る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「上水道及び工業	を「上水道及び工業用水道」とする	
エ	用水道」とするものに限る。)とするものに合格した者	ものに限る。)又は総合技術監理部	
事	2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を	門(選択科目を「上水道及び工業用	
業	1級のさく井とするものに合格した者又は検定職種を2	水道」とするものに限る。) とする	
	級のさく井とするものに合格した後さく井工事に関し3	ものに合格した者	
	年以上実務の経験を有する者		
	3 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を1級のさく井とするものに合格していた者		
	4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を2級のさく井とするものに合格していた者であってそ		
	の後さく井工事に関し1年以上実務の経験を有するもの		
	5 登録地すべり防止工事試験に合格した後さく井工事に		
	関し1年以上実務の経験を有する者		
	6 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり		
	対策技術協会の行う平成 17 年度までの地すべり防止工		
	事士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士と		
	して登録した後さく井工事に関し1年以上実務の経験を		
	有する者		
建	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管	法による技術検定のうち検定種目	
具	理又は2級の建築施工管理(選択科目を「仕上げ」とする	を1級の建築施工管理とするもの	
エ	ものに限る。)とするものに合格した者	に合格した者	
事	2 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1		
業	級の建具製作、カーテンウォール施工若しくはサッシ施工		
	とするものに合格した者又は検定職種を2級の建具製作、		
	カーテンウォール施工若しくはサッシ施工とするものに合		
	格した後建具工事に関し3年以上実務の経験を有する者		
	3 平成 16 年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を1級の木工(選択科目を「建具製作作業」とするものに		
	限る。以下同じ。)、建具製作、建具工、カーテンウォール		
	施工又はサッシ施工とするものに合格していた者		
	4 平成 16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種		
	を2級の木工、建具製作、建具工、カーテンウォール施工		
	又はサッシ施工とするものに合格していた者であってそ		
	の後建具工事に関し1年以上実務の経験を有するもの		

水	1 法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管	1 法による技術検定のうち検定	
道	理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするも	種目を1級の土木施工管理とする	
施施	のに限る。)とするものに合格した者	1 ものに合格した者	
設	2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を上下水道	2 技術士法による第二次試験の	
I I	部門、衛生工学部門(選択科目を「水質管理」又は「廃棄	2 技術 エ	
事			
	物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選	工学部門(選択科目を「水質管理」	
業	択科目を上下水道部門に係るもの、選択科目を「水質管理」	又は「廃棄物管理」とするものに限	
	又は「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合	る。)又は総合技術監理部門(選択	
	格した者	科目を上下水道部門に係るもの、選	
	3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学	択科目を「水質管理」又は「廃棄物	
	部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理 	管理」とするものに限る。)とする	
	(選択科目を旧技術士法施行規則の一部を改正する総理	ものに合格した者	
	府令(昭和 57 年総理府令第 37 号。以下「昭和 57 年改 	3 技術士法の規定による第二次	
	正府令」という。)による改正前の技術士法施行規則(昭 	試験のうち技術部門を衛生工学部	
	和 32 年総理府令第 85 号)による「汚物処理」とするも	門(選択科目を旧技術士法施行規則	
	のを含む。」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選	による「廃棄物処理(選択科目を昭	
	択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とする	和 57 年改正府令による改正前の	
	ものに限る。)とするものに合格した者	技術士法施行規則による「汚物処	
	4 土木工事業及び水道施設工事業に係る建設工事に関し	理」とするものを含む。)」とするも	
	12 年以上実務の経験を有する者のうち、水道施設工事業	のに限る。)又は総合技術監理部門	
	に係る建設工事に関し8年を超える実務の経験を有する	(選択科目を旧技術士法施行規則	
	者	による「廃棄物処理」とするものに	
		限る。)とするものに合格した者	
消防施	消防法(昭和 23年法律第 186号)による甲種消防設備士	限る。)とするものに合格した者	
消防施設工事	消防法(昭和 23 年法律第 186号)による甲種消防設備士 免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者	限る。)とするものに合格した者	
		限る。)とするものに合格した者	
設工事		限る。)とするものに合格した者	
設工事業	免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者		
設工事 業 — 清	免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者 1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学	1 技術士法による第二次試験の	
設工事業清掃	免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者  1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学  部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又	1 技術士法による第二次試験の うち技術部門を衛生工学部門(選択	
設工業 清掃施	免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者  1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学  部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又  は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするも	1 技術士法による第二次試験の うち技術部門を衛生工学部門(選択 科目を「廃棄物管理」とするものに	
設工業 清掃施設	免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者  1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学 部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又 は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするも のに限る。)とするものに合格した者	1 技術士法による第二次試験の うち技術部門を衛生工学部門(選択 科目を「廃棄物管理」とするものに 限る。)又は総合技術監理部門(選	
設業 清掃施設工	免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者  1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者  2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学	1 技術士法による第二次試験の うち技術部門を衛生工学部門(選択 科目を「廃棄物管理」とするものに 限る。) 又は総合技術監理部門(選 択科目を「廃棄物管理」とするもの	
設業 清掃施設工事	<ul> <li>免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者</li> <li>1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者</li> <li>2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理</li> </ul>	1 技術士法による第二次試験の うち技術部門を衛生工学部門(選択 科目を「廃棄物管理」とするものに 限る。)又は総合技術監理部門(選 択科目を「廃棄物管理」とするもの に限る。)とするものに合格した者	
設業 清掃施設工事	免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者  1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者  2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士	1 技術士法による第二次試験の うち技術部門を衛生工学部門(選択 科目を「廃棄物管理」とするものに 限る。)又は総合技術監理部門(選 択科目を「廃棄物管理」とするもの に限る。)とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験	
設業 清掃施設工事	免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者  1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者  2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。)」とす	1 技術士法による第二次試験の うち技術部門を衛生工学部門(選択 科目を「廃棄物管理」とするものに 限る。)又は総合技術監理部門(選 択科目を「廃棄物管理」とするもの に限る。)とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験 のうち技術部門を衛生工学部門(選	
設業 清掃施設工事	免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者  1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者  2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。)」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則によ	
設業 清掃施設工事	免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者  1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者  2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。)」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)	1 技術士法による第二次試験の うち技術部門を衛生工学部門(選択 科目を「廃棄物管理」とするものに 限る。)又は総合技術監理部門(選 択科目を「廃棄物管理」とするもの に限る。)とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験 のうち技術部門を衛生工学部門(選 択科目を旧技術士法施行規則によ る「廃棄物処理(選択科目を昭和	
設業 清掃施設工事	免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者  1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者  2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。)」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技	
設業 清掃施設工事	免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者  1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者  2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。)」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)	1 技術士法による第二次試験の うち技術部門を衛生工学部門(選択 科目を「廃棄物管理」とするものに 限る。) 又は総合技術監理部門(選 択科目を「廃棄物管理」とするもの に限る。) とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験 のうち技術部門を衛生工学部門(選 択科目を旧技術士法施行規則によ る「廃棄物処理(選択科目を昭和 57 年改正府令による改正前の技 術士法施行規則による「汚物処理」	
設業 清掃施設工事	免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者  1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者  2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。)」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)	1 技術士法による第二次試験の うち技術部門を衛生工学部門(選択 科目を「廃棄物管理」とするものに 限る。)又は総合技術監理部門(選 択科目を「廃棄物管理」とするもの に限る。)とするものに合格した者 2 技術士法による第二次試験 のうち技術部門を衛生工学部門(選 択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和 57年改正府令による改正前の技 術士法施行規則による「汚物処理」 とするものを含む。)」とするものに	
設業 清掃施設工事	免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者  1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者  2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。)」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。)」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選	
設工業 清掃施設工事	免状又は乙種消防設備士免状の交付を受けた者  1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。)とするものに合格した者  2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。)」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理」とするものに限る。)	1 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。) 又は総合技術監理部門(選択科目を「廃棄物管理」とするものに限る。) とするものに合格した者2 技術士法による第二次試験のうち技術部門を衛生工学部門(選択科目を旧技術士法施行規則による「廃棄物処理(選択科目を昭和57年改正府令による改正前の技術士法施行規則による「汚物処理」とするものを含む。)」とするものに限る。) 又は総合技術監理部門(選択科目を旧技術士法施行規則によ	

- 1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者
- 2 平成27年度までに実施された法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理(種別を「土木」とするものに限る。)又は1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理(種別を「建築」又は「躯体」とするものに限る。)とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者
- 3 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を建設部門に係るものとするものに限る。)とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技術又は技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該第二次試験に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者
- 4 社団法人全国解体工事業団体連合会の行う平成17年度までの 解体工事施工技士資格試験に合格した者
- 5 公益社団法人全国解体工事業団体連合会又は社団法人全国解体工事業団体連合会の行う平成27年度までの解体工事施工技士 試験に合格した者
- 6 職業能力開発促進法による技能検定のうち検定職種を1級の とびとするものに合格した者又は検定職種を2級のとびとする ものに合格した後解体工事に関し3年以上の実務経験を有する 者
- 7 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定職種を1級のとび・とび工とするものに合格していた者
- 8 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定職種を2級 のとび又はとび工とするものに合格していた者であってその後 解体工事に関し1年以上の実務の経験を有するもの
- 9 解体工事に必要な知識及び技術を確認するための試験であって規則第7条の4から第7条の6までの規定により国土交通大臣の登録を受けたものに合格した者
- 10 土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上 実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8年を超える実務の経験を有する者
- 11 建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上 実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し 8年を超える実務の経験を有する者
- 12 とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12 年以上実務の経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事 に関し8年を超える実務の経験を有する者

- 1 平成28年度以降に実施された法による技術検定のうち検定種目を、 1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理若とするものに合格した者
- 2 平成 27 年度までに実施された法による術検定のうち検定種目を、1級の土木施工管理又は1級の建築施工管理とするものに合格した者であって、解体工事に関し必要な知識及び技能に関する講習であって国土交通大臣の登録を受けたものを修了したもの又は当該技術検定に合格した後、解体工事に関し1年以上実務の経験を有する者
- 3 技術士法による第二次試験のうち 技術部門を建設部門又は総合技術監 理部門(選択科目を建設部門に係る ものとするものに限る。)とするも のに合格した者であって、解体工事 に関し必要な知識及び技能に関する 講習であって国土交通大臣の登録を 受けたものを修了したもの又は当該 技術検定に合格した後、解体工事に 関し1年以上実務の経験を有する者

(平成33年3月31日までの経過措置)

(平成33年3月31日までの経過措置)

- 1 建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成27年国土交通省令第83号。以下「平成27年改正省令」という。)の施行の際、現にとび・土工・コンクリート工事に関し法第7条第2号イ又は口に該当している者
- 2 平成27年改正省令施行の際、現にとび・土工・コンクリート 工事に関し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後 3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学又は建築学 に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者 に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定(平成 6年文部省告示第84号)第2条に規定する専門士又は同規定第 3条に規定する高度専門士を称するもの
- 3 平成27年改正省令施行の際、現にとび・土工・コンクリート 工事に関し学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後 5年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学又は建築学 に関する学科を修めたもの
- 4 平成27年改正省令の施行の際、現にとび・土工工事業に関し 規則第7条の3第1号及び第2号に掲げる者
- 5 平成16年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定職種を1級の型枠施工、コンクリート圧送施工又はウェルポイント施工とするものに合格していた者
- 6 平成 16 年4月1日時点で、旧技能検定のうち検定職種を2級のとび若しくはとび工とするものに合格していた者であって、かつ、その後平成 27 年改正省令の施行の前にとび工事に関し1年以上の実務の経験を有するに至った者
- 7 平成 16 年4月1日時点で、旧技能検定のうち、検定職種を2 級の型枠施工又はコンクリート圧送施工するものに合格してい た者であって、かつ、その後平成 27 年改正省令の施行の前にコ ンクリート工事に関し1年以上の実務の経験を有するに至った 者
- 8 平成 16 年4月1日時点で、旧技能検定のうち、検定職種を2 級のウェルポイント施工とするものに合格していた者であって、 かつ、その後平成 27 年改正省令の施行の前に土工工事に関し1 年以上の実務の経験を有するに至った者
- 9 社団法人斜面防災対策技術協会又は社団法人地すべり 対策技術協会の行う平成 17年度までの地すべり防止工事 士資格認定試験に合格し、かつ、地すべり防止工事士とし て登録した後平成 27年改正省令の施行の前に土工工事に 関し1年以上実務の経験を有するに至った者

- 1 建設業法等の一部を改正する法律 (平成26年法律第55号) 附則第1 条第2号に掲げる規定の施行の際、現 にとび・土エ・コンクリート工事に 関し、法第15条第2号ロ又はハに該 当する者
- 2 平成27年度までに実施された法 による技術検定のうち検定種目を1 級の建設機械施工とするものに合格 した者
- 3 平成27年度までに実施された技術士法による第二次試験のうち技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)又は総合技術監理部門(選択科目を「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者

### 2 関連学科一覧表

- 一般建設業の許可を受けて建設業を営もうとする営業所に置かなければならない専任の技術者として、法第7条第2号イに該当する方は、次のとおりです。
- 〇許可を受けようとする業種に係る建設工事に関し高等学校、中等教育学校等を卒業した後5年以上 実務の経験を有する者で在学中に下表に掲げる学科を修めたもの
- 〇許可を受けようとする業種に係る建設工事に関し大学(短期大学を含みます。)を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に下表に掲げる学科を修めたもの
- 〇許可を受けようとする業種に係る建設工事に関し高等専門学校等を卒業した後3年以上実務の経験 を有する者で在学中に下表に掲げる学科を修めたもの

また、その要件として指定された学科は、下表のとおりです。

下表の学科に該当するかどうか迷われるときは、履修科目証明書等をご準備いただき、あらかじめご相談ください。

許可を受けようとする建設業の種類	学科
土木工事業舗装工事業	土木工学(農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。以下、この表において同じ。)、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科
建築工事業 大工工事業 ガラス工事業 内装仕上工事業	建築学又は都市工学に関する学科
左官工事業 とび・土木工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 塗装工事業 解体工事業	土木工学又は建築学に関する学科
電気工事業電気通信工事業	電気工学又は電気通信工学に関する学科
管工事業 水道施設工事業 清掃施設工事業	土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学 科
鋼構造物工事業 鉄筋工事業	土木工学、建築学、又は機械工学に関する学科
しゅんせつ工事業	土木工学又は機械工学に関する学科
板金工事業	建築学又は機械工学に関する学科
防水工事業	土木工学又は建築学に関する学科
機械器具設置工事業 消防施設工事業	建築学、機械工学又は電気工学に関する学科
熱絶縁工事業	土木工学、建築学又は機械工学に関する学科
造園工事業	土木工学、建築学、都市工学又は林学に関する学科
さく井工事業	土木工学、鉱山学、機械工学又は衛生工学に関する学科
建具工事業	建築学又は機械工学に関する学科

# 3 市区町村コード表

大阪市	
旭区	27117
阿倍野区	27119
生野区	27116
北区	27127
此花区	27104
城東区	27118
住之江区	27125
住吉区	27120
大正区	27108
中央区	27128
鶴見区	27124
天王寺区	27109
浪速区	27111
西区	27106
西成区	27122
西淀川区	27113
東住吉区	27121
東成区	27115
東淀川区	27114
平野区	27126
福島区	27103
港区	27107
都島区	27102
淀川区	27123

堺市	
北区	27146
堺区	27141
中区	27142
西区	27144
東区	27143
南区	27145
美原区	27147

参 考 大阪府知事コードは<mark>27</mark>です。

池田市	27204
和泉市	27219
泉大津市	27206
泉佐野市	27213
茨木市	27211
大阪狭山市	27231
貝塚市	27208
柏原市	27221
交野市	27230
門真市	27223
河南町	27382
河内長野市	27216
岸和田市	27202
熊取町	27361
四條畷市	27229
島本町	27301
吹田市	27205
摂津市	27224
泉南市	27228
太子町	27381
大東市	27218
高石市	27225
高槻市	27207
田尻町	27362
忠岡町	27341
千早赤阪村	27383
豊中市	27203
豊能町	27321
富田林市	27214
寝屋川市	27215
能勢町	27322
市程史区	27222
阪南市	27232
東大阪市	27227
枚方市	27210
藤井寺市	27226
松原市	27217
岬町	27366
箕面市	27220
市口守	27209
八尾市	27212

### 4 変更届等の郵送等に関するお問合せ先 ⇒ 詳しくは P.2 参照

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー) 1 階 建設業受付会場内相談コーナー 電話番号:06-6210-9735 又は 06-6941-0351(代表) 内線 3089・3090 【完了通知用はがきの記載例】

(表面) (裏面)

六十二円 円

届出者又は申請代理人の住所

届出者又は申請代理人の氏名

○許可番号

大阪府知事許可(般・特-)第

号

- ○商号又は名称
- ○担当者又は申請代理人
- ○届出事項
- 決算変更届

(事業年度:平成 年 月~平成 年 月)

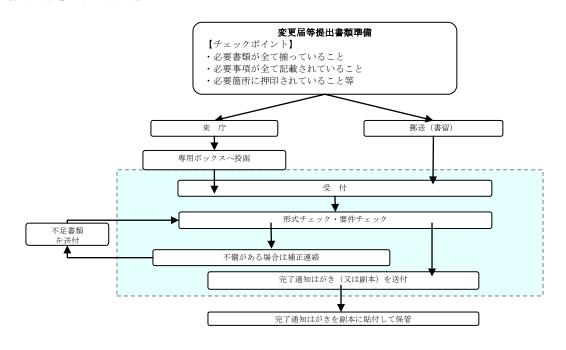
• 各種変更届

(1 商号・名称 2 営業所 3 資本金 4 法人役員等 4-2 法人代表者 5 個人氏名 6 支配人 7 令第 3 条の使用人 8 専任技術者 9 経営業務の管理責任 者 10 国家資格者 11 全部廃業 11-2 一部廃業)

・建設業に係る訂正の届出書

大阪府収受印 受託業者使用印 押印欄

返送された完了通知はがきは、当該変更届等の副本に貼付して保存してください。 【変更届等受付の流れ】



### 5 参考様式、作成要領及び記載例

大阪府規則様式第4号(第6条関係)

# 建設業に係る訂正の届出書

大阪府知事	様				年	月	В
		許可番号 所 在 地 商号又は名称 代表者氏名	般•特-	第	号 9		
		担当者•亻	代理人の氏名 電話				

大阪府建設業法施行細則第6条の規定により次のとおり記載事項の訂正を届け出ます。

□ 建設業許可申請書等の記載事項の訂正(書類受付日 年 月 日)

届出事項	様式番号	訂・正 の 内 容
	第  号	
	第号	
	第号	
	第  号	
	第  号	
	第号	
	第号	

### 〔注意事項〕

- 1 訂正箇所を明確にするため、訂正前の様式に訂正箇所を朱書きの二重線で消し、訂正後の文字などを余白に記入し、添付すること。
- 2 届出は、申請書又は変更届の冊子ごとに2部作成し、提出してください。

○ 「建設業許可申請書等の記載事項の訂正」欄

決算変更届にかかる訂正届は、届出事項欄に 事業年度も併せて記載してください。

届出事項	様式番号	訂正の内容
決算変更届 (H27.4.1~H28.3.31)	第 15 号	負債の部の短期借入金として仕訳すべきところ、長期借 入金として仕訳していたので訂正する。
決算変更届 (H28.4.1~H29.3.31)	第2号	完成工事高の金額順に記載すべきところ、工事の施工期日順に時系列で記載していたため、訂正する。

### (経営事項審査を受ける場合の注意)

経営事項審査を受けるにあたり、消費税込みを消費税抜きで作成し直した場合や個人事業の承継合併等で完成工 事高等を引き継ぐ場合等で、財務諸表等を作成したものを再度提出する際は、本書は使用せず、経営事項審査申 請書に添付してください。

### 建設業許可に関する申請及び届出については相談コーナーをご利用ください

(申請書類事前チェックコーナー及び電話相談は相談業務受託業者が運営しております)

### 【対面相談】

(申請書類事前チェックサービスコーナー)

場 所:建築振興課 申請会場内

相談日:月曜日~金曜日

(祝日・年末年始を除く)

時間:午前9時30分~午後5時

※午後5時に終了しますので 余裕を持ってご来庁ください。

### 【電話相談】

相談専用: 06-6210-9735

代表電話:06-6941-0351

(内線 3089・3090)

時間:午前9時~午後6時

※ご相談の内容によっては、来庁をお願いすることがありますのでご了解ください。

# 委 任 状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2の権限を委任します。

記

)

EΠ

1 代理人 住所

氏名

(行政書士会登録番号

雷話

2

年 月 日

営業所所在地

委任者 商号又は名称

代表者氏名

## 〔記載要領〕

- 1 委任の内容及び範囲について、できる限り具体的に記載する。
- 2 代理人が行政書士である場合は、行政書士会登録番号を記載する。
- 3 申請書等の正本に委任状の原本を添付し、副本に委任状の写しを添付する。申請書等が複数にわたる場合は、各々の申請書等に委任状を添付する。なお、複数の申請書等を同時に提出する場合は、その内1通の正本に委任状の原本を添付し、他の正本に委任状の写しを添付することを可とする。
- 4 行政書士にあっては行政書士証票(申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は、補助者証)、その他の代理人にあっては運転免許証、健康保険証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード等を提示する。

# 委 任 状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2の権限を委任します。

記

1 代理人 住所 大阪市中央区大手前2丁目

氏名 行政書士 大阪 太郎

(行政書士会登録番号

•••••

電話 06-6941-●●●

復代理人が提出される場合は、委任内容に復代理人の選任が含まれていることの確認と、代理人から復代理人(行政書士のみ可能)への委任状が別途必要ですのでご注意ください。

- 2 ・ 平成 28 年 6 月決算分の決算変更届の作成、提出、補正に関する件
  - 建設業許可更新申請の作成、提出、補正に関する件

平成28年8月5日

(専任技術者の変更に関する~,

平成●年●月決算分の決算変更届に関す る~、等)

委任内容は具体的に記載してください。

記入漏れのないよう ご注意ください。

営業所所在地 大阪市住之江区南港北1-14-16

委任者 商号又は名称 株式会社 さきしま工務店

代表者氏名 咲洲 次郎

代 表 取締役 の 印

### (記載要領)

- 1 委任の内容及び範囲について、できる限り具体的に記載する。
- 2 代理人が行政書士である場合は、行政書士会登録番号を記載する。
- 3 申請書等の正本に委任状の原本を添付し、副本に委任状の写しを添付する。申請は、同じ印を押印にわたる場合は、各々の申請書等に委任状を添付する。なお、複数の申請書等を同じしてください。 る場合は、その内1通の正本に委任状の原本を添付し、他の正本に委任状の写しを添付することを可とする。
- 4 行政書士にあっては行政書士証票(申請書等の提出を行う者が代理する行政書士又は行政書士法人の補助者である場合は、補助者証)、その他の代理人にあっては運転免許証、健康保険証、特別永住者証明書、在留カード、住民基本台帳カード等を提示する。

申請(届出)書の申請(届出)者欄には、同じ印を押印してください。

### 6 本人確認書類と委任状について

# 申請書等を提出される方の本人確認と委任状について

■ 大阪府知事の建設業許可にかかる申請・届出の窓口において、提出される方の 氏名等を確認させていただきます。(平成23年10月1日より実施)

大阪府では「なりすましの申請・届出」を防止するため、各受付窓口において申請・届出の 提出や通知書等を受領する際、その方の本人確認をさせていただきます。

各申請書及び各変更届出書の「担当者・届出代理人」の欄に提出される方の氏名及び連絡先を記載してください。行政書士又は行政書士法人の補助者が提出される場合は、行政書士名と併記してください。

各受付窓口にてその都度、次の書類(現在有効な原本)をご提示ください。

### 『**本人確認に必要な書類**(いずれかの<mark>現在有効な原本</mark>を提示してください)』

### 《行政書士及び行政書士の補助者以外の方》

- (1) 運転免許証 (2) (国民) 健康保険証(被保険者証)(3) 外国人登録証明書 (特別永住者証明書・在留カード) (4) 住民基本台帳カード(5) マイナンバーカード
- (6)後期高齢者医療被保険者証 (7)パスポート(旅券) (8)船員保険証
- (9) 身体障害者手帳 (10) 官公庁又は公的機関や団体が発行している資格証 他 届出者等の役員・従業員にあっては(11) 届出者の発行する名刺以外の身分証明書でも可。

ただし、《行政書士の方》は(12)行政書士証票 《行政書士の補助者の方》は(13)行政書士補助者証 が必要となります。

■ 大阪府建設業法施行規則により、委任状の様式を定めています。(平成 23 年 10 月 1 日施行)

申請者等(下記に該当する方)以外の方が大阪府知事の建設業許可にかかる手続きを行う場合、申請書等を提出される方の本人確認とあわせて委任状が必要です。

※委任状の様式と記載例は P.66~67 をご覧ください。また、別冊の「建設業許可申請の手引き」に、FAQを掲載しています。

- 1. 申請者等が個人の場合・・・①個人事業主、②個人事業主の家族及び従業員
- 2. 申請者等が法人の場合・・・①法人の代表者、②法人の役員及び従業員

#### **〈注意 1〉・**委任状には下記の代理権限の内容や日付等、記載漏れがないようお願いします

大阪府知事の建設業許可にかかる【各種申請】【各種変更届】【経営事項審査申請】における

- ●申請(届出)書類を作成、提出、補正解消、取下げ等
- ●上記許可等に関する通知書、副本等を受領
- <注意 2>・復代理人が手続きをされる場合は、委任内容に復代理人の選任が含まれていることの確認と、 代理人から復代理人への委任状が別途必要となります。
- <注意 3>・行政書士でない方が、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することを業とすることは行政書士法違反となります。

#### <注意 4>

- 建設業許可にかかる申請及び届出書類に限定し、経営事項審査申請と解体工事業登録申請には適用しません。許可に係る変更届と経営事項審査申請及び解体工事業登録申請を同時に提出される場合は、それぞれに委任状の原本を添付いただく必要がありますのでご注意ください。
- 複数の申請書等を同時に提出される際は、最初の申請窓口で受付担当者により確認印が押印されている る委任状の写しに関してのみ、原本が添付されている書類と同日の受付まで有効とします。